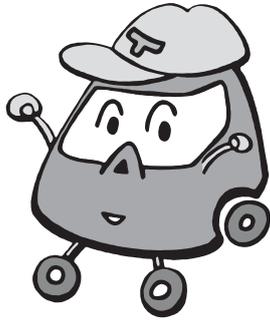


兵ト協ニュース

2010.4 No.285



灘の桜のトンネル(神戸市)



もくじ

○ 第47回 通常総会を開催	1
○ 行政からのお知らせ	
(国土交通) 事故発生時における被害者等の救護措置の徹底について	2
平成22年度 整備管理者選任前研修のお知らせ	3
(全ト協) 下請事業者への配慮等について	
及び下請取引の適正化について	5
平成22年春の全国交通安全運動	
社団法人全日本トラック協会実施計画	9
○ 事務局からのお知らせ	
深夜早朝時の対面点呼実施に向けて補助者制度を活用しよう!	13
運行管理者等基礎講習の開催について	14
第34回 近代化融資及びNOx・排ガス融資並びに	
特別増車事業融資申込について(ご案内)	16
平成22年度NOx・PM低減装置助成事業について	26
平成22年度 環境マネジメントシステム認証取得促進助成事業について	33
○ 陸災防のページ	
クレーン等作業に伴う労働災害防止の徹底について	34
職場意識改善助成金制度のご案内(概要)	36
第46回 全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会	
「安全衛生標語」募集ご案内	37
フォークリフト運転技能講習会(31時間講習)のお知らせ	39
○ 会員だより	44
○ 協会日誌	47

第47回 通常総会を開催

平成22年度事業計画・予算案など5議案を可決

平成22年3月25日(木)(社)兵庫県トラック協会本部研修センターにおいて第47回通常総会(予算)を開催し、原案どおり承認されました。

1 平成22年度事業計画

今年度においては、国の力強い景気・経済対策の推進を引き続き強く要望するとともに、現下の経営危機の突破と今後の健全な事業基盤の整備を目指して、全日本トラック協会、近畿トラック協会等関係団体との一層緊密な連携のもとに、以下の10項目を重点施策と位置づけ事業計画に基づく諸施策を積極的に推進する。

[重点事項]

- (1) コストに見合った適正運賃確保と荷主との公正取引の実現促進
- (2) 自動車関係諸税の負担軽減・簡素化の実現
- (3) 環境税等過重な負担となる新税導入絶対反対
- (4) 高速道路通行料金問題への適切な対応
- (5) 運輸事業振興助成交付金の維持活用による各種対策の充実
- (6) 交通・労災事故撲滅運動及び環境・省エネ対策の積極的な推進
- (7) 適正化事業の推進による法令遵守の徹底と輸送秩序の確立
- (8) 少子高齢化に対応した労働力の確保対策の推進
- (9) 荷主等対外広報活動の強化
- (10) 規制緩和の評価と必要な見直しへの対応

2 平成22年度一般会計収支予算及び研修会館特別会計収支予算

- | | |
|-----------------|-----------|
| (1) 一般会計支出予算額 | 255,074千円 |
| (2) 本部研修会館支出予算額 | 28,181千円 |
| (3) 西部研修会館支出予算額 | 8,156千円 |

3 平成22年度交付金に係る事業計画、収支予算及び平成22年度交付金事業運営関連特別会計収支予算並びに基金の一部処分

- | | |
|-------------------------------|-----------|
| (1) 運輸事業振興助成交付金事業会計支出予算額 | 587,717千円 |
| (2) 近代化基金運営事業特別会計支出予算額 | 96,150千円 |
| (3) 神戸トラックステーション運営事業特別会計支出予算額 | 1,253千円 |
| (4) 研修センター運営事業特別会計支出予算額 | 5,500千円 |
| (5) 地区輸送サービスセンター運営事業特別会計支出予算額 | 22,500千円 |
| (6) 自動車交通公害環境対策事業基金特別会計支出予算額 | 30,150千円 |
| (7) 基金の一部処分 | |

自動車交通公害環境対策運営事業基金 3,000万円(環境対策事業等に充当)

近代化基金 3,000万円(近代化融資及び利子補給助成に充当)

4 平成22年度適正化事業実施機関事業計画及び収支予算

5 役員変更

新たに東部支部の谷 篤 氏(長洲通商株式会社 代表取締役)の理事就任について承認されました

※詳細につきましては、第47回通常総会議案書(平成22年3月25日版)を御覧願います。



行政からのお知らせ



国土交通

近畿トラック協会会長 殿

近運技保第 3 6 2 号の 2
近運自一第 9 3 1 号の 2
近運自二第 1 2 4 9 号の 2
近運自貨第 1 2 5 7 号の 2
近運自監第 1 0 2 4 号の 2
平成 2 2 年 3 月 5 日

近畿運輸局長

事故発生時における被害者等の救護措置の徹底について

標記については、「事故発生時における被害者等の救護措置の徹底について」（平成21年9月8日付け近運技保第128号、近運自監第464号）により注意喚起を行っているところでありますが、依然事業用自動車の運転手によるひき逃げ（救護義務違反）事案が頻発し、未だ改善されていないことは誠に遺憾であります。

ついては、今後同種事案が発生しないよう貴会傘下会員に対し下記事項について周知徹底をお願いします。

記

1. 事業者は、輸送の安全の確保に万全を期すこと。
2. 事業者は、運転者に対する万一の事故発生時の救護措置について、指導監督を徹底すること。
3. 2.のほか事業者は万一の事故発生時における運転者のとるべき措置について、指導、監督を行うこと。
4. 事業者は、運転者に対し、運転中に衝撃や異音等を感じたときは、安全な場所に停車し車両を確認するよう指導すること。
5. 事業者は、緊急時の社内連絡体制を構築すること。

神戸運輸監理部兵庫陸運部公示

神兵整公示第6号

平成22年度整備管理者選任前研修について、整備管理者選任前研修実施要領(近運達甲第7号、平成15年4月18日制定)に基づき、下記のとおり実施する。

平成22年3月15日

神戸運輸監理部 兵庫陸運部長

記

1. 研修対象者

道路運送車両法施行規則第31条の4第1号の整備管理者の資格要件により、整備管理者に選任予定の者(整備士の資格を有さない方)

2. 研修内容

- (1) 整備管理者制度の趣旨、目的に関する事項
- (2) 整備管理者の業務、権限に関する事項
- (3) 点検・整備の方法に関する事項
- (4) 整備管理者の関係法令に関する事項
- (5) その他整備管理者に必要な事項

3. 実施日時及び実施場所 上半期(4月～9月)

実施日時	実施場所	定員	申請締切り
平成22年5月13日(木) 13:30～16:30	兵庫県自動車整備会館(5階) 神戸市東灘区魚崎浜町33	150	平成22年5月6日(木)
平成22年5月19日(水) 13:30～16:30	姫路自動車整備教育会館(2階) 姫路市飾磨区中島福路町3322	150	平成22年5月12日(水)
平成22年7月13日(火) 13:30～16:30	兵庫県自動車整備会館(5階) 神戸市東灘区魚崎浜町33	150	平成22年7月6日(火)
平成22年9月8日(水) 13:30～16:30	姫路自動車整備教育会館(2階) 姫路市飾磨区中島福路町3322	150	平成22年9月1日(水)

4. 注意事項

- (1) 当日は、免許証等本人の顔写真のある身分証明書を持参下さい。
- (2) 研修開始30分前より受付を開始します。
- (3) 研修は予約制とし、定員になり次第締め切らせていただきます。
- (4) 予約は、ファックスにより兵庫陸運部整備部門で受け付けます。
- (5) 研修会場に変更がある場合は、事前に連絡します。
- (6) ご来場の際は公共交通機関等のご利用をお願いします。

5. 問い合わせ先

神戸運輸監理部兵庫陸運部整備部門

住所：神戸市東灘区魚崎浜町34-2

電話：078(453)1103 FAX：078(431)8761

整備管理者選任前研修受講申請書

(整備士資格をお持ちでない方、整備管理者の資格を有さない方の研修です)

平成 年 月 日

近畿運輸局長 殿

ふりがな

氏 名

生年月日 昭和 年 月 日生

下記により開催される、道路運送車両法施行規則第31条の4第1号に掲げる研修
(整備管理者選任前研修)の受講を申請します。

記

開催日：平成 年 月 日()

時 間：13:30~16:30

場 所：1 兵庫県自動車整備会館 (5階多目的ホール)

2 姫路自動車整備教育会館 (2階)

(注) 該当する開催場所の数字を○で囲んで下さい。

連絡先 (勤務先)

名 称

住 所

電話番号

FAX番号

- (注) 1. ※欄は記入しないでください。
2. 申請書は楷書で記入して下さい。
3. 受付は、13:00より始めます。
4. なるべく公共交通機関をご利用ください。
5. 筆記用具の他、写真付き身分証明書(運転免許証等)をご用意ください。
6. 受講番号を確認しますので受講申請書をお持ちください。

都道府県トラック協会
会 長 殿

(社)全日本トラック協会
会 長 中 西 英 一 郎

下請事業者への配慮等について及び下請取引の適正化について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営にご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、平成22年3月11日付 国総政第90号国土交通大臣、平成22.02.25 中第1号経済産業大臣より「下請事業者への配慮等について」及び平成22.02.25 中第1号経済産業大臣、平成22年3月11日付公取企第9号公正取引委員会委員長より「下請取引の適正化について」別添のとおり通知がありましたので、ご連絡いたします。

本件については、我が国の景気は、持ち直してきているものの、依然として厳しい状況にあり、雇用情勢の一層の悪化やデフレの影響など、景気を下押しするリスクも存在する状況にあり、こうした状況の下では、受注量が十分には回復していないことに加え、仕事が受注できた場合でも、発注時における買いたたき、契約後の下請代金の減額や支払遅延、割引困難な手形の交付等の下請法違反行為により、下請事業者に不当なしわ寄せが生じることが懸念されているとのことです。

このような厳しい経済状況の中、下請事業者が自ら親事業者に対し改善を申し入れることは困難な場合が多いことから、昨年11月の要請に加えて、改めて発出するものです。

つきましては、業務ご多忙のところ誠に恐縮ですが、下請事業者への配慮等及び下請取引の適正化について、広報誌等により貴協会傘下会員事業者あてに周知徹底を図られますようお願い申し上げます。

敬具

国総政第90号
国総建整第276号
平成22・02・25中第1号
平成22年3月11日

関係事業者団体代表者 殿

国土交通大臣
経済産業大臣

下請事業者への配慮等について

我が国の景気は、持ち直してきているものの、依然として厳しい状況にあり、雇用情勢の一層の悪化やデフレの影響など、景気を下押しするリスクも存在する状況にあります。こうした状況の下では、受注量が十分には回復していないことに加え、仕事を受注できた場合でも、発注時における買いたたき、契約後の下請代金の減額や支払遅延、割引困難な手形の交付等により、下請事業者に不当なしわ寄せが生じることが懸念されます。

特に、年度末の金融繁忙期を控え、下請事業者の資金繰りに支障を来さないようにするためには、親事業者が下請代金を、早期にかつ可能な限り現金で支払うことが重要です。

こうした厳しい経済情勢をかんがみ、政府は昨年12月に緊急経済対策を取りまとめ、中小企業の資金繰り対策などの実行性ある政策に重点的に取り組むとともに、下請代金支払遅延等防止法等の関係法令の厳格な運用と違反行為への厳正な対処も行っておりますが、一方で、全国48か所に設置した「下請かけこみ寺」における相談件数が昨年度の実績を既に上回るなど、各種相談窓口において多くの相談が寄せられております。

弱い立場におかれている下請事業者が自ら親事業者に対し改善を申し入れることは困難な場合が多いこと、下請中小企業振興法第3条に基づく振興基準（別紙参照）の遵守の重要性が一層高まっていることから、政府としては、昨年11月の要請に加え、改めて本書面を発出し、振興基準の遵守等を始めとする別記の事項について、貴団体傘下の親事業者に対して、幅広く周知し、遵守するよう要請していただきますようお願いいたします。また、今月末までに貴団体における取組状況（予定を含む。）について、書面にて御報告いただきますようお願いいたします。

記

1. 振興基準の遵守について

厳しい経済情勢等において、以下の事項を遵守することが特に重要であり、これらを始めとする振興基準の遵守につき、貴団体の理事会その他の会議の場で周知する、会報やホームページ等に掲載するなど、貴団体傘下の親事業者に対して周知徹底していただきますようお願いいたします。

- (1) 取引対価については、合理的な算定方式に基づき、下請中小企業の適正な利益を含み、労働条件の改善が可能となるよう、下請事業者及び親事業者が協議して取引対価を決定すること。また、あらかじめ定めた時期や頻度にかかわらず、材料費の大幅な変更等経済情勢の変化や発注内容の変更に応じ、随時再協議を行い、改定を行うこと。
- (2) 下請代金の支払については、発注に係る物品等の受領後、できる限り速やかに、かつ、できる限り現金で支払うものとし、少なくとも賃金に相当する金額については、全額を現金で支払うものとする。手形で支払う場合には、手形期間の短期化に努めること。
- (3) 平成21年4月30日公布の不正競争防止法改正により、営業秘密の管理に係る任務に背いて、複製禁止の資料を無断で複製する行為、消去すべきものを消去したように仮装する行為等が新たに刑事罰の対象となり、近々施行が予定されている。今後、同改正を受けて改訂予定の営業秘密管理指針について、親事業者の理解を深めること等により、下請事業者の特許権、著作権等知的財産権や営業秘密等の知的財産の取扱いに関して、下請事業者に損失を与えることのないよう、十分な配慮を行うこと。

また、貴団体傘下の親事業者に対して、下請取引適正化に関する講習会(※1)の受講を要請していただくとともに、調達担当者のみならず、役員等責任者が率先して社員教育などを通じて振興基準の周知に努めるよう要請していただきますようお願いいたします。

2. 発注における下請事業者に対する配慮等について

景気の厳しい影響が下請事業者に偏ることのないよう、下請事業者に対する発注を継続する、可能な限り前倒しで発注するなど、発注において親事業者が下請事業者に配慮する事例があります。

こうした配慮が幅広い業種で行われていくよう、貴団体傘下の親事業者に対して親事業者と下請事業者の望ましい企業間取引事例(※2)を周知していただきますようお願いいたします。

また、中小企業の新たな取引先の開拓を支援するため、インターネットを利用した取引あっせんシステム(ビジネス・マッチング・ステーション(BMS))(※3)を財団法人全国中小企業取引振興協会が運営しております。

BMSは、取引あっせんの外、ビジネスパートナーの検索や、官公需情報の収集等も可能なシステムとなっていることから、是非、貴団体所属の事業者に対して、本システムへの登録を呼びかけていただきますようお願いいたします。

上記に関する内容については、中小企業庁ホームページに記載されています。

※1 下請取引適正化に関する講習会

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/Shitaukeseminar.htm>

※2 「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」ベストプラクティス集(三訂版)

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2009/091102ShitaukeBestPractices3rdEditon.htm>

※3 ビジネス・マッチング・ステーション(BMS)

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/BizMatchStation.htm>

〔相談窓口〕

機 関 名	〒	住 所	電話番号
公正取引委員会事務総局 経済取引局 取引部 企業取引課	100-8987	千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟	03-3581-3375(直)
北海道事務所 下請課	060-0042	札幌市中央区大通西12 札幌第3合同庁舎	011-231-6300(代)
東北事務所 下請課	980-0014	仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎	022-225-8420(直)
中部事務所 下請課	460-0001	名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館	052-961-9424(直)
近畿中国四国事務所 下請課	540-0008	大阪府中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館	06-6941-2176(直)
近畿中国四国事務所 中国支所 下請課	730-0012	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館	082-228-1501(代)
近畿中国四国事務所 四国支所 下請課	760-0068	高松市松島町1-17-33 高松第2地方合同庁舎	087-834-1441(代)
九州事務所 下請課	812-0013	福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館	092-431-6032(直)
内閣府沖縄総合事務局 総務部公正取引室	900-0006	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館	098-866-0049(直)
中小企業庁 事業環境部取引課	100-8912	千代田区霞が関1-3-1	03-3501-1669(直)
北海道経済産業局 産業部中小企業課	060-0808	札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎	011-709-1783(直)
東北経済産業局 産業部中小企業課	980-8403	仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎	022-221-4922(直)
関東経済産業局 産業部中小企業課	330-9715	さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館	048-600-0325(直)
中部経済産業局 産業部中小企業課	460-8510	名古屋市中区三の丸2-5-2	052-951-2748(直)
近畿経済産業局 産業部中小企業課	540-8535	大阪府中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館	06-6966-6037(直)
中国経済産業局 産業部中小企業課	730-8531	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第2号館	082-224-5661(直)
四国経済産業局 産業部中小企業課	760-8512	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎	087-811-8529(直)
九州経済産業局 産業部中小企業課	812-8546	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎	092-482-5450(直)
内閣府沖縄総合事務局 経済産業部中小企業課	900-0006	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館	098-866-1755(直)

平成22年春の全国交通安全運動 社団法人全日本トラック協会実施計画

平成 22 年 3 月
社団法人全日本トラック協会

全日本トラック協会は、交通対策本部決定の平成22年春の全国交通安全運動推進要綱並びに国土交通省策定の実実施計画に基づき、下記のとおり実施項目を定め、平成22年春の全国交通安全運動を4月6日(火)～同月15日(木)までの期間中、一人ひとりの自覚と協力によって実施項目の徹底を図り、都道府県トラック協会を通じ、本交通安全運動を推進する。

なお、実施にあたっては、「子どもと高齢者の交通事故防止」を運動重点の基本とするほか、「飲酒運転の根絶」を重点とする。

都道府県トラック協会においては、本実施計画に基づき、地域の実情に応じた具体的な実施計画を作成し、関係機関と密接に連携、協調して効果的な推進を図るものとする。この際、適正化指導員等のパトロールにより、関係車両の運行状態の把握及び会員事業者の訪問指導に努めるものとする。

なお、本年は、本運動期間中の4月10日(土)が「交通事故死ゼロを目指す日」であることを踏まえ、本運動に併せて、会員事業者のみならず、広く一般に対しても周知を行うものとする。

— 記 —

1. 安全運行の徹底

会員事業者（運行管理者を含む。以下「事業者」という。）は、運転者に対し、次の事項を重点においた安全運行の徹底について指導する。

- (1) 経営トップから現場の運転者に至るまで輸送の安全が最も重要であることを社内に浸透させ、運輸安全マネジメントにより絶えず輸送の安全性の向上に努めるよう安全意識の高揚を図る。
- (2) 歩行者及び自転車利用者（特に子どもと高齢者）の交通事故を防止するために、前照灯の早期点灯や危険が予測される場面での減速運転を励行させる。
- (3) 酒気帯び運転、飲酒運転の根絶を徹底するため、運転者に対する適切な指導監督を実施するとともに、全運転者に対しアルコール検知器を使用するなど厳正な点呼の実施を徹底する。
- (4) 正しい方法によりシートベルトを着用することを徹底させる。
- (5) 交通事故を事故類型別にみると追突事故が最も多いことから、追突事故防止対策について徹底させる。
 - ① 最高速度の厳守と道路、交通、気象、時間帯等の状況に適応した安全速度で走行さ

せる。特に深夜と早朝には十分注意させる。

- ② 走行速度及び路面状態に応じ、適正な車間距離を保持させる。大型貨物自動車はアイポイントが高いため、特に高速道路においては前走車への無理な追従運転をさせないとともに、脇見、漫然運転をしないように注意喚起する。
- (6) 交差点通過時の安全確認を徹底させる。
- (7) CO₂の排出削減を図るためエコドライブ及びアイドリングストップの実践を徹底させる。
 - ① 不必要なアイドリングをさせない。
 - ② シフトアップはグリーンゾーン内で行い、急発進・急加速をしない。
 - ③ 車速を抑え定速走行運転を行い、波状（加減速）運転をしない。
 - ④ 車間距離を十分にとり、ブレーキは早めに、エンジンブレーキ等を適切に使う。
- (8) 危険物輸送の安全確保のため、荷主との緊密な連携を図る。特に関係法規を事前に学習させる。また、点呼時にはイエローカードの携行及び積荷の特徴、取扱方法、通行ルートの確認を徹底するとともに輸送時の慎重な運転を励行させる。
- (9) 悪質・危険な運転行為、事故及び交通違反を繰り返している運転者、高齢運転者及び初任運転者に対して適性診断を受診させ、診断結果に基づいた助言指導を行うよう徹底させる。
- (10) 踏切通過時には、鉄道との衝突事故を防止するため、一時停止し、安全確認を行い無理に進入しないよう徹底させる。また、架線切断事故を防止するため、クレーン等装着車の通行に当たっては、格納していることを再確認させる。
- (11) 大型トラクタ・トレーラ及び大型貨物車の輸送の安全確保について徹底させる。
 - ① 最高速度・制限速度を遵守するとともに、交差点右左折時やカーブ、坂道等道路状況に適応した安全な速度に減速することを徹底させる。
 - ② 積載物の確実な固縛、シート掛け等による落下・飛散防止措置を徹底させる。
 - ③ 鉄道高架橋下のトンネル等高さ制限のある場所の通行に際しては、積載物の高さの確認のうえ運行経路を指示するよう徹底させる。
 - ④ 高速自動車国道及び有料道路等自動車専用道における第一通行帯の走行を徹底させる。
 - ⑤ コンテナ輸送を行う場合は、トレーラの荷台とコンテナを固定する緊締装置のロックを確実にすること。
 - ⑥ 特殊車両通行許可の取得等関係法令遵守を徹底させる。
 - ⑦ 基準緩和車両を運行する際には、特殊車両通行許可時に附された通行条件を厳守するよう徹底する。
- (12) 運転者の運転免許証の確認を徹底させる。
- (13) 「迷惑駐車をしない、させない」の徹底
- (14) 事業用自動車の重大事故発生状況、各種安全対策について国土交通省メールマガジン「事業用自動車安全通信」等から情報を入手し、同種事故の未然防止に努める。
(参考「事業用自動車安全通信」登録用 URL
<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/mailmagazine.html>)

2. 過労運転の防止

事業者は、次の事項に留意し、運転者の過労運転を防止する。

- (1) 運行経路、運行時間、休憩地点等を含む適切な運行指示書の作成や長距離運転又は

夜間の運転に従事する際の交換運転者の配置など、適切な運行計画及び乗車割の作成を行い、長時間労働を背景とした交通労働災害を防止するため、労働基準法及び改善基準を遵守させるよう改めて周知徹底する。

- (2) 過労運転及び居眠り運転の防止、「睡眠時無呼吸症候群」等健康状態に起因する事故の防止、疾病、疲労等の状態にある運転者の乗務を防ぐため、健康管理のチェック等を厳正かつきめ細やかに実施する。また、運転者に対し、職務の重要性を認識させ、健康保持について日常から自主管理を徹底させる。
- (3) 健康診断記録等を活用し、運転者の健康管理の情報を運行管理に反映させ、過労運転の防止に努める。

3. 過積載運行の防止

事業者は、適切な運送（積載）計画の作成により過積載を防止する。また、過積載を助長することとなる車両の改造は絶対に行わない。

運転者には、積載物・積載重量・積載方法等を事前に確認させ、不適正な積付・固縛を防止するとともに過積載となる車両は運転させない。

4. 車両の安全確保

事業者は、次の事項に留意し、整備不良車両・不正改造車両を排除し車両の安全確保の徹底を図る。

- (1) 運行車両は日常点検及び定期点検整備を確実に実施する。特に大型車に関しては、車輪脱落事故の防止のため、ディスク・ホイールの取付状況確認を含む日常点検基準、定期点検基準の内容を周知し、適切な対応が図られるよう徹底する。
- (2) 高速道路において、道路交通法に基づく最高速度を超えて運行することを目的に速度抑制装置の解除、取り外し等不正改造した事例が判明したことから、運行記録計の記録紙等を確認する等して不正改造等の排除について徹底を図る。
- (3) 運転者の視界を妨げ、車両運行上安全確保の支障となる前面ガラス内側への装飾板、着色フィルム等の取り付けを禁止させるように徹底させる。
- (4) 突入防止装置の取り外し等不正改造車両や大型後部反射器その他の反射器の破損、脱落の排除に努める。
- (5) 無車検車両、無保険車両の運行禁止及び登録番号標不適切表示車両の運転防止。

5. 安全共同パトロール事業の推進

全国的高速道路等（40路線の高速道路と4路線の一般主要国道）で、トラック運送事業団体の加盟各社による安全共同パトロールを実施し、交通安全を阻害している営業用トラックに対しては、改善措置を促し、再発防止等を請ずる等の活動を積極的に推進する。

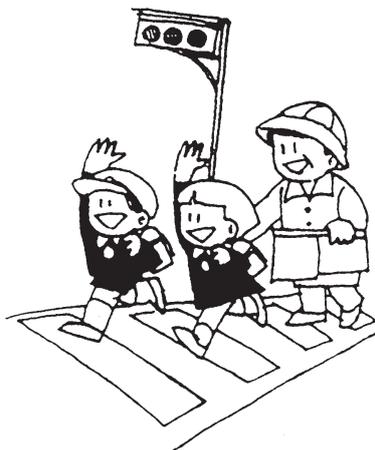
6. 適切な広報活動

- (1) 全日本トラック協会並びに都道府県トラック協会は、ポスター、協会報、広報紙等により、本運動の主旨の徹底を図る。
- (2) 事業者は、社内報等の他ポスター、垂れ幕、立て看板等の掲示に努め、本運動の主旨の周知及び交通安全意識の高揚を図る。
- (3) 都道府県トラック協会、事業所等は、努めて運行管理者及び運転者を対象とする講習会等を開催し、本運動の趣旨を周知させるとともに安全意識の向上を図るよう働きかける。

広 報 事 項

- ① 歩行者及び自転車利用者（特に子どもと高齢者）の交通事故防止
- ② 飲酒運転の根絶
- ③ 過労運転、過積載運送、最高速度違反行為等の悪質違反、危険な運転行為の禁止の徹底及び運転マナーの向上
- ④ シートベルトの正しい着用の徹底
- ⑤ CO₂の排出削減を図るためアイドリングストップ及びエコドライブの徹底
- ⑥ 事故防止・安全運転対策等に関連する法令改正等の周知
- ⑦ 自動車の点検整備の励行促進
- ⑧ 「不正改造」車両、「無車検」車両、「無保険」車両及び「登録番号標不表示」車両の運転防止
- ⑨ より安全な車両及び安全装備の普及促進とその正しい使い方の啓発
- ⑩ 「迷惑駐車をしない、させない」の励行
- ⑪ 4月10日は「交通事故死ゼロを目指す日」

以 上



OFF つづけていこうよ、明日のために…
エコドライブ推進中!
(社)兵庫県トラック協会

**深夜早朝時の対面点呼実施に向けて
補助者制度を活用しよう！**

(運転者が基礎講習を受講することで補助者に選任できます)
早朝時等に出勤する運転者が補助者であれば他の運転者に対面点呼を実施することができます。

補助者の資格要件

- ①運行管理者資格者証を有する者
- ②運行管理者基礎講習の受講を修了した者

基礎講習のご案内

運行管理者基礎講習は、平成22年度においても上半期は6月・7月、下半期は12月・1月に開催される予定です。

受講申し込みは、4月中旬及び10月中旬に受付がされます。

申込先

(独)自動車事故対策機構 兵庫支所 指導講習担当
神戸市中央区海岸通2-3-10 萬利ビル2階
TEL 078-331-6890

巡回指導における指導項目は多岐にわたりますが、特に点呼については約60%の巡回事業所が否と判定される状況となっています。

その中でも、大多数の事業所が深夜早朝の対面点呼の実施について否と判定されています。

運行管理者等基礎講習の開催について

独立行政法人自動車事故対策機構
兵庫支所長

平成22年度の基礎講習（前期開催）を下記のとおり開催いたします。

この基礎講習を修了することによって、旅客自動車運送事業運輸規則第48条の12第2項又は貨物自動車運送事業輸送安全規則第31条第2項の規定により、事業用自動車の運行管理に関し1年以上の実務経験がなくても、自動車運送事業の運行管理者国家試験受験資格を得ることができ、他には運輸規則第47条の9第3項又は安全規則第18条第3項の規定により、運行管理の補助者として選任することができます。

第1回目の運行管理者国家試験を受験予定で、まだ受験資格が無く、本講習受講により受験資格を得ようとする方は、下記日程のいずれかの講習を受講してください。

記

受講対象者 ①運行管理者試験の受験資格を得ようとする方

重要：運行管理者試験を受験される方は、本講習の申込みの他に（財）運行管理者試験センターに対して、受験願書の申請手続が申請受付期間中に必要となります。

②新たに運行管理者及び補助者になられる方

③運行管理者の方で、まだ基礎講習を受講されていない方

開催日 第1回（対象事業 貨物）平成22年6月9日（水）～平成22年6月11日（金） 定員168名

第2回（対象事業 旅客）平成22年7月14日（水）～平成22年7月16日（金） 定員168名

第3回（対象事業 貨物）平成22年7月27日（火）～平成22年7月29日（木） 定員168名
（3日間連続の受講です。理由によらず1日でも欠席されますと修了証明はいたしません。）

会場 神戸海洋博物館（神戸市中央区波止場町2番2号）

（会場地図は受講票に添付します。）

申込方法 次の書類を郵送して下さい。郵送のみの受付です。（持参・FAX不可）

①受講申込書2部（コピー可）

②顔写真1枚（縦3cm×横2.4cm裏に氏名記入） 指導講習手帳がある方は不要

③返信用封筒（表に返送先住所等を記入し、切手を貼ったもの）

（国家試験受験申請用の受付済受講申込書①を一部返送致します。又は、満席になった場合申込書等を返送する際に使用させていただきますのでご了承ください。）

受付開始日 平成22年4月23日（金）到着分から

※受付開始日前に郵便が到着した場合は、③の返信用封筒で返送させていただきます。

受付開始日を厳守していただきますようお願いいたします。

締切日 定員に達し次第締め切ります。（例年1週間ぐらいで満席になります。）

受講手数料 一人 8,500円（消費税込）講習初日の受付時にお支払い願います。

（兵庫県トラック協会の方が貨物関係を受講の場合、協会負担となります。）

（兵庫県バス協会の方が旅客関係を受講の場合、協会負担となる場合がありますので事前に協会に確認願います。）

受講票送付 各開催日の約10日前に発送します。

基礎講習申込先 〒650-0024 神戸市中央区海岸通2丁目3-10（萬利ビル2階）

独立行政法人自動車事故対策機構 兵庫支所 基礎講習係

TEL078-331-6890

国家試験受験に関するお問い合わせ先

（財）運行管理者試験事務センター TEL 03-3649-8661（自動音声サービス）

基礎講習受講申込書

独立行政法人
自動車事故対策機構

兵庫支所長 殿

平成 年 月 日

基礎講習の受講を下記のとおり申し込みます。

1. 事業者の氏名 又は名称（会社名） 【個人で受講される方は不要】	ふりがな	
2. 事業者の所在地 【個人でお申込の方は、 ご自宅の住所】	〒 □□□□-□□□□	
3. 連絡先	TEL.	FAX.
4. 受講する種類 【番号に○印をする】	1. 旅客関係(バス) 2. 旅客関係(タクシー)	3. 貨物関係(トラック)
5. 現在の事業 【番号に○印をする】	1. 旅客自動車運送事業 2. 貨物自動車運送事業	3. その他(自家用・一般個人等)
6. 現在の職名 【番号に○印をする】 なお運行管理者の方は、 資格者証番号を記入してください。	1. 運行管理者(兵庫陸運部に選任届を出された方に限る) 資格者証番号 2. 補助者	3. その他
7. 受講者の氏名 及び生年月日 【記載間違いが無いように受講者 ご本人が記入してください】	ふりがな	生 年 月 日 大・昭・平 年 月 日
8. 受講の目的 【番号に○印をする】	1. 運行管理者資格要件又は補助者選任要件取得 2. 運行管理者国家試験の受験資格を取得するため 注意：国家試験を受験される方は、別途、運行管理者試験センターへの申込が必要です。 3. その他	
9. 運行管理者手帳の有無 【番号に○印をする】	1. 有(手帳番号)	2. 無
10. 協会加入の有無 (トラックのみ支部名記入) 【番号に○印をする】	1. 兵庫県トラック協会 加入(支部) 2. 兵庫県バス協会 加入	3. 無
11. 受講希望日	第 回(平成 年 月 日 ~ 月 日) (貨物・旅客の開催日に注意)	
12. 個人情報の提供 (□にチェックして下さい。) 【署名は必ず受講者本人により 記入してください】	当機構が(財)運行管理者試験センターへ受講修了者名簿を提供することに同意されますか。 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない <input type="checkbox"/> ↓ 同意される方の署名欄: なお、運行管理者の受講の情報は国土交通省へ提供いたします。それ以外の目的で第三者に提供することはありません。	

注意

- ・2名以上申し込まれる場合は、この用紙をコピーして下さい。
- ・上記枠内に空欄等がないか再度確認して、2部郵送して下さい。(コピー可)
受付済申込書を1部返送します。(国家試験申込添付用)
- ・希望日、受講者の変更は出来ません。
- ・写真、返信用封筒など同封書類を忘れないようお願いします。

この用紙の郵送先

〒650-0024 神戸市中央区海岸通2-3-10
自動車事故対策機構 兵庫支所「基礎講習」係
TEL. 078-331-6890

申込は先着順に受付し、定員に達し次第受付を終了します。

自動車事故対策機構 受付印

会 員 各 位

社団法人 兵庫県トラック協会
会長 福 永 征 秀

第34回近代化融資及びNOx・排ガス融資並びに 特別増車事業融資申込について(ご案内)

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、運輸事業振興助成交付金事業に基づき、本年度も別紙「第34回近代化融資及びNOx・排ガス融資並びに特別増車事業融資申込公募要綱」により融資申込みを公募することになりました。

つきましては、融資ご希望の向きは、次のような点にご注意のうえ当協会（支部経由）にお申込み下さい。

記

- 1 公募資格は、兵庫県内に本社がある会員に限ります。
- 2 融資を希望される方は、添付している「第34回近代化融資及びNOx・排ガス融資並びに特別増車事業融資申込公募要綱」を熟読いただき、書類を整えて下さい。
- 3 申込み手続きは、同封の書類（融資推せん申込書・事業計画書・企業要項）に所要事項を記入し、必要書類（見積書、車検証(写)等）を添付して申し込んで下さい。
なお、完成報告書は、事業が完了しその支払いが終わった時点で必要書類を添付のうえ提出して下さい。
- 4 平成22年度中に実施されるもので、公募開始以前に支払いをしたものであっても、平成22年4月1日以降に「つなぎ資金」等で必要資金を賄った場合で、「つなぎ資金」等の一括返済に充当する場合については推薦対象とします。（ただし、自己資金により支払済みのものは対象外とします。）
- 5 申し込みの際は、必ず所属する支部を経由して下さい。
- 6 NOx・排ガス融資については、車両の代替の場合、古い車両を必ず別紙「代替を証する書面」で抹消等の手続きをする必要があります。もし、手違いで抹消等の手続きができなかった場合は、融資金の返済と利子補給の打切りは勿論、既に支払済の利子補給金の返却を求めることとなりますので、ご注意下さい。
- 7 当協会が行う利子補給率は、次のとおりです。
 - (1) 近代化融資
 - 個別企業体 年 0.8%
 - 共同 体 年 0.8%
 - (2) NOx・排ガス融資
 - 個別企業体 年 1.2%以内の実行利率

- 共同 体 年 1.2%以内の実行利率
- (3) 特別増車事業融資（申込希望の向きは、あらかじめお知らせ下さい。）

- 個別企業体 年 1.6%以内の実行利率
- 共同 体 年 1.6%以内の実行利率

8 大規模プロジェクトで事業規模が1億円を超え50億円までの投資額の場合は、その30パーセントまで、全ト協の補完に係る融資が受けられる場合がありますので、ご希望の向きは、あらかじめお知らせ下さい。

また、本年度も添付している「NOx・排ガス無担保融資について」のとおり全ト協が公募予定ですので、ご希望の向きは同様にお知らせ下さい。

(参 考)

取 扱 金 融 機 関

金 融 機 関 名	所 在 地	電 話
商工組合中央金庫		
神 戸 支 店	神戸市中央区伊藤町111	(078)391-7541
姫 路 支 店	姫路市総社本町111	(079)223-8431
尼 崎 支 店	尼崎市東難波町5-19-8	(06)6481-7501
代理店信用組合		
兵 庫 県 信 用 組 合	神戸市中央区栄町通3-4-17	(078)391-6315
淡 陽 信 用 組 合	洲本市栄町1-3-17	(0799)22-5551

**!! 国道43号・阪神高速3号神戸線から
5号湾岸線へ迂回をお願いします。!!**

第34回近代化融資及びNO_x・排ガス融資並びに 特別増車事業融資申込公募要綱

社団法人 兵庫県トラック協会

1 融 資 総 枠	53 億円
(1) 近 代 化 融 資	25 億円
(2) NO _x ・排ガス融資及び特別増車融資	28 億円

2 公 募 期 間

平成22年5月1日から平成23年1月31日まで

但し、推薦額が公募総枠に達した時点で終了するものとする。なお、融資枠に残額がある場合で、指定金融機関と調整済みの案件については、別途考慮する。

3 融 資 対 象 者

- (1) 貨物自動車運送事業法による許可を受け、かつ(社)兵庫県トラック協会に加入している貨物自動車運送事業者及び共同体であること
(従って、利用運送業のみの方は対象外です。)
- (2) 商工組合中央金庫に出資している協同組合（兵庫県交通共済協同組合を含む）の団体又はその構成員であること
- (3) (2)の条件を具備していないときは、商工組合中央金庫の代理店信用組合の組合員であること
- (4) 本部及び支部会費が納入済であること
- (5) 兵庫県内に本社を有する会員であること

4 融 資 対 象 事 業

(1) 近代化融資事業

- ア 福利厚生施設の整備に要する資金
- イ 荷役機械、車両等の購入（代替を含む）及び車両の改造に要する資金
- ウ トラックターミナル、配送センター等の物流施設の整備に要する資金
 - トラック事業者が近代化、合理化のため事務機器の設置購入に要する資金及び設備の「補修・改修」に要する資金を含む。

(2) NO_x・排ガス融資事業

- ア 古い排出ガス規制車を抹消等(別紙代替を証する書面)し、排出ガス基準適合車に買い換える資金。
対象車両については、別紙①、別紙②及び別紙③のとおりとする。
また、抹消は、原則登録と同時に行うこと。
なお、当初予定の抹消車両を変更する場合は事前に変更車両の車検証の写しを、また購入車両を変更する場合は、当該車両の見積書をそれぞれ提出すること。
- イ ディーゼルフォークリフトを解体し、バッテリーフォークリフトに買い換える資金。

特別増車融資事業

- (3) 保有台数5両未満の事業者が、5両に達するまでの増車資金。

5 融 資 条 件

(1) 融資推薦限度

ア 近代化融資

- 個別企業体 5,000万円迄
- 共同体 1億円迄

イ NO_x・排ガス融資

○ 個別企業体及び共同体 1億円迄

ウ 特別増車融資

○ 個別企業体及び共同体 4,000万円迄

(2) 貸出利率 取扱金融機関の所定利率による。

(3) 償還期間

ア 車両（フォークリフトを含む） 5年以内

イ 荷役機械（起重機、コンベア等） 10年以内

ウ 施設等の構築物 10年以内

(4) 据置期間 償還期間のうち6ヵ月以内

(5) 担保、保証人 必要（取扱金融機関の定めるところによる。）

(6) 再融資の制限

再融資を受けようとする場合は、既往の借入金が、当初の約定に基づき正常な償還が実行されているものに限る。

6 利子補給

この制度融資の借入者に対し、(社)兵庫県トラック協会は次の補給率により利子補給を行うものとする。

(1) 近代化融資（貸出期間1年以上）

○ 個別企業体及び共同体 年 0.8%

○ 低公害車（CNG車・ハイブリッド車）の購入及び省エネ関連機器導入に係る融資の利子補給については、年1.2%

(2) NO_x・排ガス融資

○ 個別企業体及び共同体 年 1.2%以内の実行利率

(3) 特別増車融資

○ 個別企業体及び共同体 年 1.6%以内の実行利率

7 取扱金融機関

取扱金融機関は、商工組合中央金庫神戸支店、同姫路支店及び尼崎支店並びに同金庫の代理店信用組合の本店及び支店とする。

8 転貸融資方式

(社)兵庫県トラック協会に加盟する事業協同組合の組合員で、かつ(社)兵庫県トラック協会の会員は、転貸方式による融資申込みをすることが可能になりました。

転貸方式の概略は、別図「転貸方式の仕組みについて」のとおりであります。

9 申込方法

所定の申込書により、公募期間中に、所属支部を経由して(社)兵庫県トラック協会に申し込むこと。なお、申込書に見積書等の添付漏れがないようにすること。

10 申込先 社団法人 兵庫県トラック協会

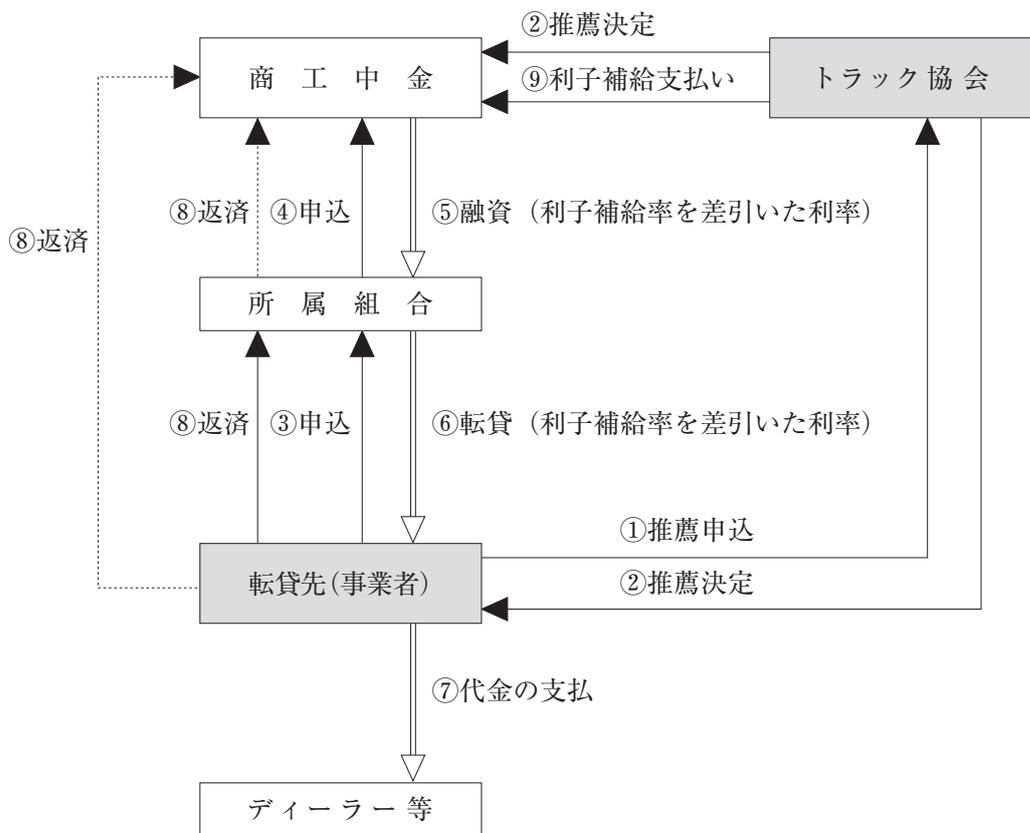
11 融資推薦適否決定通知日 申込月の翌月初旬

12 取扱金融機関受付開始日 推薦書通知後

13 融資実行は、平成22年度（平成23年3月31日）内に限る。

別図

転貸方式の仕組みについて

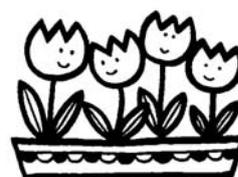


※ 融資申込みの手順

- ① 事業者は、(社)兵庫県トラック協会へ推薦融資の申込を行う。
- ② (社)兵庫県トラック協会が推薦適否を決定し、事業者・商工中金へ通知する。
- ③ 事業者(個別企業)は、所属する組合へ融資申込を行う。
- ④ 当該組合は、事業者の申し出を受けて、商工中金へ転貸融資の申込を行う。
(もし事業者(転貸先)が倒産した場合、組合は債務者として支払いの責任がある。)
- ⑤ 商工中金は、組合へ転貸融資をする。
- ⑥ 組合は、事業者へ転貸融資をする。
- ⑦ 事業者は、融資金によりディーラーへ車両代金を支払う。
(事業者(転貸先)は、原則借入の保証人になるので、保証人としての債務を負う。)
- ⑧ 事業者は商工中金へ返済を行う。
- ⑨ (社)兵庫県トラック協会は、商工中金へ利子補給金を支払う。(一括方式)

「代替を証する書面」

書面名称	発行機関等	備考
永久抹消登録記載による登録事項等証明書	兵庫陸運部・自動車検査登録事務所	車両の解体を行った場合
輸出抹消仮登録証明書	兵庫陸運部・自動車検査登録事務所	車両の輸出を行う場合
登録識別情報等通知書	兵庫陸運部・自動車検査登録事務所	登録を受けている車両の使用を中止する場合
現在登録事項等証明書	兵庫陸運部・自動車検査登録事務所	現在の所有者の名義人など登録事項を証明する場合
詳細登録事項等証明書	兵庫陸運部・自動車検査登録事務所	当該車両の新車時から現在に至るまでの歴代所有者、登録番号の変遷など総ての登録事項履歴記載
解体証明書	解体業者	フォークリフトの場合のみ



(別紙 ①)

自動車NOx・PM法に基づく排出基準 非適合車（抹消等対象車両）

平成22年3月

車両総重量	ディーゼル車			車両総重量	ガソリン・LPG車		
	窒素酸化物等排出基準 〔測定モード〕	排出ガスの規制 型式の識別記号	区分		窒素酸化物等排出基準 〔測定モード〕	排出ガスの規制 型式の識別記号	区分
1.7t以下	NOx:0.48(0.25)g/km PM :0.055(0.026)g/km [10・15]	平成14年規制適合車 平成9年規制適合車 平成5年規制適合車 昭和63年規制以前の適合車	KP-、HW- KE-、HA- KA- S- P- N- K- 記号なし	1.7t以下	NOx:0.48(0.25)g/km [10・15]	昭和56年規制以前の適合車	L- J- H- 記号なし
1.7t超 2.5t以下	NOx:0.63(0.40)g/km PM :0.06(0.03)g/km [10・15]	平成15年規制適合車 平成10年規制適合車 平成9年規制適合車 平成5年規制適合車 昭和63年規制以前の適合車	KQ-、HX- KJ-、HE- KF-、HB- KB- S- P- N- K- 記号なし	1.7t超 2.5t以下	NOx:0.63(0.40)g/km [10・15]	平成元年規制適合車 昭和56年規制以前の適合車	T- L- J- H- 記号なし
2.5t超 3.5t以下	NOx:5.9(4.50)g/kWh PM :0.175(0.09)g/kWh [D13]	平成15年規制適合車 平成9年規制適合車 平成6年規制適合車 平成元年規制適合車 昭和63年規制以前の適合車	KR-、HY- KG-、HC- KC- U- S- P- N- K- 記号なし	2.5t超 3.5t以下	NOx:5.9(4.50)g/kWh [G13]	平成4年規制適合車 平成元年規制以前の適合車	Z- T- M- J- 記号なし
3.5t超	NOx:5.9(4.50)g/kWh PM :0.49(0.25)g/kWh [D13]	平成6年規制適合車 平成2年規制適合車 平成元年規制以前の適合車	KC- W- U- P- N- K- 記号なし	3.5t超	NOx:5.9(4.50)g/kWh [G13]	平成4年規制適合車 平成元年規制以前の適合車	Z- T- M- J-

(注) 窒素酸化物等排出基準欄の()内の数値は、平均排出基準値を示す。
また、10・15は10・15モード、D13はディーゼル自動車13モード、G13はガソリン自動車13モードを示す。

(別紙 ②)

自動車NO_x・PM法に基づく排出基準 適合車 (購入対象車両)

(注) 平成17年規制適合車については、別紙③を参照して下さい。

平成22年3月

車両総重量	ディーゼル車			車両総重量	ガソリン・LPG車		
	窒素酸化物等排出基準 〔測定モード〕	排出ガス規制 型式の識別記号	区分		窒素酸化物等排出基準 〔測定モード〕	排出ガス規制 型式の識別記号	区分
1.7t以下	NO _x :0.48(0.25)g/km PM :0.055(0.026)g/km [10・15]	平成17年規制適合車	識別記号が 3桁のもの	1.7t以下	NO _x :0.48(0.25)g/km [10・15]	平成17年規制適合車 平成12年規制適合車 平成10年アイドリング規制適合車 昭和63年規制適合車	識別記号が 3桁のもの GJ-、HP- GG-、HL- R-
1.7t超 2.5t以下	NO _x :0.63(0.40)g/km PM :0.06(0.03)g/km [10・15]	平成17年規制適合車	識別記号が 3桁のもの	1.7t超 2.5t以下	NO _x :0.63(0.40)g/km [10・15]	平成17年規制適合車 平成13年規制適合車 平成10年規制適合車 平成6年規制適合車	識別記号が 3桁のもの GK-、HQ- GC-、HG- GA-
2.5t超 3.5t以下	NO _x :5.9(4.50)g/kWh PM :0.175(0.09)g/kWh [D13]	平成17年規制適合車	識別記号が 3桁のもの	2.5t超 3.5t以下	NO _x :5.9(4.50)g/kWh [G13]	平成17年規制適合車 平成13年規制適合車 平成10年規制適合車 平成7年規制適合車	識別記号が 3桁のもの GK-、HQ- GE-、HJ- GB-
3.5t超	NO _x :5.9(4.50)g/kWh PM :0.49(0.25)g/kWh [D13]	平成17年規制適合車 平成16年規制適合車 平成15年規制適合車 平成11年規制適合車 平成10年規制適合車 その他低PM車	識別記号が 3桁のもの KS-、HZ- KR-、HY- KL-、HM- KK-、HF- PA-、PB- PJ-、PK-等	3.5t超	NO _x :5.9(4.50)g/kWh [G13]	平成17年規制適合車 平成13年規制適合車 平成10年規制適合車 平成7年規制適合車	識別記号が 3桁のもの GL-、HR- GE-、HJ- GB-

(注) 窒素酸化物等排出基準欄の()内の数値は、平均排出基準値を示す。
また、10・15は10・15モード、D13はディーゼル自動車13モード、G13はガソリン自動車13モードを示す。

(別紙 ③)

※ 平成17年規制以降の自動車排出ガス規制の識別記号（3桁の組合せ記号となります。）

平成22年3月

1

1 桁目		
排出ガス規制年	低排出ガス認定	識別記号
平成17年規制	無	A
	NOx+PM10(※)	B
	NOx10(※)	N
	PM10(※)	P
	50	C
	75	D
平成18年規制	無	J
平成19年規制	無	E
	25	F
	50	G
	75	H
平成20年規制	無	K

2 桁目		
燃料の別	ハイブリッドの有無 (重量車燃費基準達成 又は適用状況)	識別記号
ガソリン・LPG	有	A
	無	B
軽油	有(未達成又は不適用)	C
	無(未達成又は不適用)	D
	有(達成)	J
	無(達成)	K
CNG	有	E
	無	F
メタノール	有	G
	無	H
その他	有	Y
	無	Z

3 桁目		
用途	重量条件等	識別記号
貨物車・乗合	軽自動車	D
	車両総重量が1.7トン以下	E
	車両総重量が1.7トン超、3.5トン以下	F
	車両総重量が3.5トン超	G

(※) 軽油を燃料とする車輛総重量3.5トン超の自動車に限る。

2 排ガス規制の適用を受けない自動車の識別記号

1 桁目
識別記号
Z

2 桁目		
種類	燃料等の別	識別記号
電気	電気	A
燃料電池	水素(圧縮水素)	B

3 桁目	
用途など	識別記号
貨物	B

(例)

17年低排出ガス認定 無
軽油車でハイブリッド 無
車両総重量3.5トン超

➡ 識別記号は、ADG-となります。

NOx・排ガス無担保融資について（全ト協事業）

- 公 募 融 資 総 枠 億円（未定）
- 申 込 み 先 各都道府県トラック協会経由で全ト協へ申込み
- 制 度 の 融 資 条 件
 - 1 融資対象事業
事業者が、NOx・PM法における非適合車から適合車への代替に要する資金
 - 2 融資対象者
債務超過でないこと、延滞していないこと、その他種々の観点からみて商工中金が金融審査を行い返済力に問題ないと認めた事業者
 - 3 融資限度
1 事業者 2 千万円（融資残額が2千万円ある事業者は除く。）
 - 4 融資利率
NOx・排ガス融資の所定利率に1.35%を加算した利率。
 - 5 担 保
無担保（融資にあたり新たな担保提供は不要）
 - 6 保証人
法人の場合は、原則代表者とする。
個人の場合は、原則事業経営の関係者（後継者等）とする。
いずれの場合も第三者保証は不要である。
 - 7 償還期間
5年以内（据置期間6ヶ月を含む。）とする。
 - 8 償還方法
月賦、隔月賦又は3ヶ月毎の元金均等分割償還とし、償還日は、8日、18日、28日の中から事業者が選択して定めるものとする。
- 事 業 の 実 施 対 象 時 期
平成22年度中に実施されるもので公募開始以前に支払いをしたものであっても、平成22年4月1日以降に「つなぎ資金」等で必要資金を賄った場合で、「つなぎ資金」等の一括返済に充当する場合には推薦対象とする。
（ただし、自己資金により支払い済のものは対象外とする。）
- 公 募 期 間・推 薦 期 限 公 募 期 間・推 薦 期 限・推 薦 決 定 予 定 日 等 は、後 日 全 ト 協 から 連 絡 が ある。（公 募 開 始 時 期 は、全 ト 協 の 他 融 資 と 同 時 期 の 6 月 中 旬 予 定 で あ る。）
推 薦 決 定 等
- 取 扱 金 融 機 関 商 工 中 金 本 ・ 支 店
（商 工 中 金 本 店 及 び 支 店 の み の 取 扱 で あ る。）
- 利 子 補 給 利 子 補 給 率 年 1.2%
（共 同 体 及 び 個 別 企 業 体）
- 購 入 報 告 適 合 車 購 入 後、す み や か に 所 定 様 式 に よ り 報 告 を す る。
報 告 が な い 場 合 に は、利 子 補 給 を 行 わ な い。
報 告 書 に は、購 入 し た 適 合 車 の 自 動 車 検 査 証 の 写 し の 他、「代 替 を 証 す る 書 面」を 必 ず 添 付 す る。
旧 車 両（非 適 合 車）に 係 る 代 替 を 証 す る 書 面 は、次 の 書 類 の い ず れ か と す る。
 - ① 永 久 抹 消 登 録 に よ る 登 録 事 項 等 証 明 書
 - ② 輸 出 抹 消 仮 登 録 証 明 書
 - ③ 登 録 識 別 情 報 等 通 知 書
 - ④ 現 在 登 録 事 項 等 証 明 書
 - ⑤ 詳 細 登 録 事 項 等 証 明 書

平成22年度NOx・PM低減装置助成事業について

兵ト協では、会員各位が自動車NOx・PM法並びに大阪府・兵庫県における環境条例（ディーゼル車等運行規制）に対応するため、国が認定したNOx・PM低減装置を導入し、自動車NOx・PM法の「非適合車」に装着する場合に、兵庫県と協調し装置導入費用の一部を下記のとおり助成いたします。

記

1 助成の対象となる車両

以下の要件のいずれにも該当する車両に助成を行う。

- ・ 兵ト協会員（平成22年3月末日現在で1年以上の会員資格を有すること）の保有する車両で、使用の本拠の位置が兵庫県下（神戸・姫路ナンバー）であること
- ・ 車両総重量3.5t以上の車両
- ・ 平成6年排ガス規制適合車（KC-）以前の車両
- ・ 原則として、初度登録が平成5年10月以降の車両（特種車は平成4年10月以降）
- ・ 装置の装着及び装置代金の支払いなどの決済が平成23年2月末日までに完了すること

2 助成の対象となる装置

NOx・PM低減装置性能評価制度に基づき、国土交通省から「優良」評価認定を受けた装置。別表「国土交通省認定NOx・PM低減装置一覧」のとおり。

3 助成金額

	車両総重量 3.5t以上8t未満	車両総重量 8t以上
兵ト協	装置単価の1/4 限度額25万円	装置単価の1/4 限度額25万円
兵庫県	補助対象外	装置単価の1/4 限度額35万円
合計	装置単価の1/4 限度額25万円	装置単価の2/4 限度額60万円

※ 1 兵庫県補助金を合計し、4分の2を超えない範囲で交付する

※ 2 消費税及び地方消費税は助成の対象外とする。

※ 3 装置単価には装置費用を含む。但し、自社工場で装着する場合は、装置費用は対象外とする。

また、助成金交付額に1,000円未満の端数が出た場合、1基ごとに端数を切り捨てる。

4 募集期間

平成22年4月1日～23年1月31日

*先着順とする。予算枠に達した場合は、その時点で受付を終了する。

5 申請手続きについて

申請手続きは必ず事前に（発注をかける前に）お願いいたします。なお、すでに発注済みの装置については、助成金を受けることが出来ない場合があります。また、すでに装置済みの車両については、助成金を受けることは出来ませんので、ご了承をください。

*申請手続きの流れ

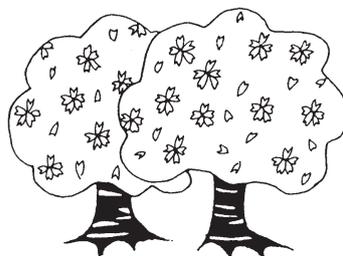
交付申請→交付決定→発注・装置の装着→実績報告→助成額の確定→交付請求→助成金の支払

6 NOx・PM低減装置助成事業利用に関するご注意

交付対象となった装置の装着後3年を経過するまでの期間は、当該車両の兵庫県外への配置はもとより、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供することは出来ません（財産処分の制限）。

7 お問い合わせ・相談窓口

事務局 （社）兵庫県トラック協会 環境事業部
〒657-0043 神戸市灘区大石東町2-4-27
TEL.078-882-5556 FAX.078-882-5565



**ちょっとした地球への思いやり
エコ・ドライブ推進中！ です**

国土交通省認定NOx・PM低減装置一覧

平成21年11月30日現在

低減装置製作者名	優良低減装置 評価番号	装置の名称	装置型式	取り付けることができる自動車の型式又原動機の種類			使用条件		問合せ先	備考	首都圏 条例対応 カテゴリー
				車名	規制年	適合原動機型式	使用燃料	走行条件			
(株)エス・アンド・エス エンジニアリング	MLIT-NPR-1	DBS型 排気ガス 浄化装置	DBS-A1	いすゞ	平成元年規制	4BE1, 4HF1	低硫黄軽油	—	TEL:045-591-5775 (代表)	H15.9.5認定 再評価の結果、装着台数 800台の限定を解除 (H16.12.27)	1, 3
				三菱	平成元年規制	4D32, 4D33	低硫黄軽油	—			
				トヨタ	平成元年規制	1W	低硫黄軽油	—			
	MLIT-NPR-3		日野	平成元年規制	H07D, J08C	低硫黄軽油	—	H17.1.12認定		1, 3	
				平成6年規制	J07C(170馬力) J08C(200馬力、215馬力)	低硫黄軽油	—	H18.5.9追加		4	
			いすゞ	平成元年規制	6HE1(165馬力、195馬力) 6BG1(170馬力)	低硫黄軽油	—	H17.1.12認定		1, 3	
				平成6年規制	6HH1(175馬力、210馬力)	低硫黄軽油	—	H18.5.9追加		4	
			三菱	平成元年規制	6D14(160馬力) 6D16(185馬力) 6D17(210馬力)	低硫黄軽油	—	H17.9.30追加		1, 3	
				平成6年規制	6D16(170馬力) 6D17(200馬力、220馬力)	低硫黄軽油	—	H18.5.9追加		4	
			日産D	平成元年規制	FE6(185馬力)	低硫黄軽油	—	H18.5.9追加		1, 3	
				平成6年規制	FE6(170馬力、195馬力)	低硫黄軽油	—	H18.5.9追加		4	
	MLIT-NPR-4		DBS-A3	日産D	平成元年規制	RE8, RF8(340馬力)	低硫黄軽油	—		H17.1.12認定	1, 3
					平成2年規制	RF8(340馬力)	低硫黄軽油	—		H17.9.30追加	
	MLIT-NPR-12		DBS-A3-1	日野	平成6年規制	F17D, F20C	低硫黄軽油	—		H18.12.27認定	4
				三菱	平成6年規制	8DC11, 8DC9, 8M20	低硫黄軽油	—		H18.12.27認定	4
				日産D	平成6年規制	RG8, RF8	低硫黄軽油	—		H18.12.27認定	4

国土交通省認定NOx・PM低減装置一覧

平成21年11月30日現在

低減装置製作者名	優良低減装置 評価番号	装置の名称	装置型式	取り付けることができる自動車の型式又原動機の種類			使用条件		問合せ先	備考	首都圏 条例対応 カテゴリー		
				車名	規制年	適合原動機型式	使用燃料	走行条件					
(株) ACR	MLIT-NPR-7	ACR NXPR	ACR NXPR-3-01	日野	平成6年規制	J07C	軽油(硫黄分50ppm以下)	—	TEL:050-3460-7864 (代表)	H17.10.24認定 アベクセラ製 「MLIT-NPR-5」同機種	—		
					平成6年規制	J08C(200馬力、215馬力)	軽油(硫黄分50ppm以下)	—					
				いすゞ	平成6年規制	6HH1(210馬力、175馬力)	軽油(硫黄分50ppm以下)	—		H17.12.15追加	2,4		
	MLIT-NPR-9		ACR NXPR-3-02		いすゞ	平成6年規制	6HH1(210馬力、175馬力)	軽油(硫黄分50ppm以下)		—	H17.12.15認定 アベクセラ製 「MLIT-NPR-8」同機種	2,4	
	MLIT-NPR-13		ACR NXPR-3-03	三菱	平成6年規制	6D16	軽油(硫黄分50ppm以下)	—		H19.2.14認定	4,5		
					平成6年規制	6D17(200馬力、220馬力)	軽油(硫黄分50ppm以下)	—					
				日野	平成6年規制	J07C	軽油(硫黄分50ppm以下)	—				H19.2.14認定	4,5
					平成6年規制	J08C(200馬力、215馬力)	軽油(硫黄分50ppm以下)	—					
	MLIT-NPR-14		ACR NXPR-4-01	いすゞ	平成6年規制	4HF1(130馬力)	軽油(硫黄分50ppm以下)	—		H19.2.14認定	4,5		
					平成6年規制	4HG1	軽油(硫黄分50ppm以下)	—					
					平成6年規制	4HJ1	軽油(硫黄分50ppm以下)	—					
	MLIT-NPR-19		ACR NXPR-2-01	三菱	平成6年規制	8DC11(355馬力)	軽油(硫黄分50ppm以下)	—		H19.10.19認定	4,5		
					平成6年規制	8DC9(310馬力)	軽油(硫黄分50ppm以下)	—					
				日産D	平成6年規制	RG8(350馬力)	軽油(硫黄分50ppm以下)	—				H19.10.19認定	4,5
平成6年規制		RF8(310馬力)			軽油(硫黄分50ppm以下)	—							

国土交通省認定NOx・PM低減装置一覧

平成21年11月30日現在

低減装置製作者名	優良低減装置 評価番号	装置の名称	装置型式	取り付けることができる自動車の型式又原動機の種類			使用条件		問合せ先	備考	首都圏 条例対応 カテゴリ
				車名	規制年	適合原動機型式	使用燃料	走行条件			
(株)T-TECH 【旧社名：(株)徳大寺 自動車文化研究所】	MLIT-NPR-11	ディゼック	DeXec-S1	いすゞ	平成6年規制	4HF1 (130馬力・列型燃料噴射ポンプ仕様)	軽油(硫黄分 50ppm以下)	—	TEL:0436-60-1000 (コールセンター)	H18.4.11認定	2,4
					平成6年規制	4HG1	軽油(硫黄分 50ppm以下)	—			
				三菱	平成6年規制	4D35	軽油(硫黄分 50ppm以下)	—			
					平成6年規制	4D33	軽油(硫黄分 50ppm以下)	—			
	MLIT-NPR-20		いすゞ	DeXec-M1	平成6年規制	6HH1(175馬力、210馬力)	軽油(硫黄分 50ppm以下)	—		H19.10.19認定	2,4
					平成6年規制	6D17(200馬力)	軽油(硫黄分 50ppm以下)	—			
			三菱		平成6年規制	6D16(170馬力)	軽油(硫黄分 50ppm以下)	—			
					平成6年規制	6D17(220馬力)	軽油(硫黄分 50ppm以下)	—			
(株)水素エネルギー 開発研究所	MLIT-NPR-15	スカイ スイーパー II	SII-140	三菱	平成元年規制	6D16	—	—	TEL:099-284-1335	1. H19.3.27認定 認定後6ヶ月間は、 800台程度を上限と して装着を認める。 2. 認定後6ヶ月間の使 用状況を踏まえ、再 度評価を行う。	—
林化成(株)	MLIT-NPR-16	NOx・PM 低減装置	Econix-L103	三菱	平成6年規制	8DC11	軽油(硫黄分 30ppm以下)	—	TEL:03-5402-6371	H19.3.27認定	4
					平成6年規制	8DC9(310馬力)	軽油(硫黄分 30ppm以下)	—		H19.8.7認定	4
					平成6年規制	8M20(385馬力)	軽油(硫黄分 30ppm以下)	—		H19.9.27認定	4
				いすゞ	平成6年規制	10PE1 (325馬力、360馬力、380馬力)	軽油(硫黄分 30ppm以下)	—		H19.8.7認定 H20.3.19追加	4
					日産D	平成6年規制	RG8(350馬力)	軽油(硫黄分 30ppm以下)		—	H19.10.19認定
				平成6年規制		RF8(310馬力)	軽油(硫黄分 30ppm以下)	—			
				日野	平成6年規制	F20C(355馬力)	軽油(硫黄分 30ppm以下)	—		H19.10.19認定	4

国土交通省認定NOx・PM低減装置一覧

平成21年11月30日現在

低減装置製作者名	優良低減装置 評価番号	装置の名称	装置型式	取り付けることができる自動車の型式又原動機の種類			使用条件		問合せ先	備考	首都圏 条例対応 カテゴリー
				車名	規制年	適合原動機型式	使用燃料	走行条件			
(株)ケミカルオート	MLIT-NPR-17	スモークバスター	KAM-08N	日産D	平成6年規制	FE6(195馬力)	軽油(硫黄分50ppm以下)	—	TEL:0120-513-825	H19.8.8認定	2,4
				日野	平成6年規制	J08C(200馬力、215馬力)	軽油(硫黄分50ppm以下)	—		H19.8.8認定	2,4
					平成6年規制	J07C(170馬力)	軽油(硫黄分50ppm以下)	—		H19.8.8認定	2,4
				三菱	平成6年規制	6D16(170馬力)	軽油(硫黄分50ppm以下)	—		H19.8.8認定	2,4
	MLIT-NPR-18		日産D	平成6年規制	RG8(350馬力)	軽油(硫黄分50ppm以下)	—	H19.8.8認定		2,4	
				平成6年規制	RF8(310馬力)	軽油(硫黄分50ppm以下)	—	H20.7.16認定		2,4	
				平成6年規制	RH8(400馬力、430馬力)	軽油(硫黄分50ppm以下)	—	H19.8.8認定		2,4	
			日野	平成6年規制	F20C(355馬力)	軽油(硫黄分50ppm以下)	—	H19.8.8認定		2,4	
				平成6年規制	F17D(320馬力)	軽油(硫黄分50ppm以下)	—	H19.10.19認定		2,4	
				平成6年規制	F21C(390馬力、430馬力)	軽油(硫黄分50ppm以下)	—	H20.7.16認定		2,4	
			三菱	平成6年規制	8DC11(355馬力)	軽油(硫黄分50ppm以下)	—	H19.8.8認定		2,4	
				平成6年規制	8DC9(310馬力)	軽油(硫黄分50ppm以下)	—	H19.10.19認定		2,4	
				平成6年規制	8M20(385馬力)	軽油(硫黄分50ppm以下)	—	H20.7.16認定		2,4	
				平成6年規制	8M21(420馬力)	軽油(硫黄分50ppm以下)	—	H19.10.19認定		2,4	
			いすゞ	平成6年規制	10PE1 (325馬力、360馬力、380馬力)	軽油(硫黄分50ppm以下)	—	H20.4.21認定		2,4	
				平成6年規制	8PE1 (240馬力、285馬力)	軽油(硫黄分50ppm以下)	—	H20.7.16認定		2,4	
	平成6年規制			12PE1 (385馬力、420馬力、450馬力)	軽油(硫黄分50ppm以下)	—	H20.4.21認定	2,4			
	MLIT-NPR-23		KAM-24N	日産D	平成6年規制	PF6[ターボ付] (330馬力、360馬力、390馬力)	軽油(硫黄分50ppm以下)	—		H20.4.21認定	2,4
				三菱	平成6年規制	6D40[ターボ付] (360馬力、390馬力)	軽油(硫黄分50ppm以下)	—		H20.4.21認定	2,4
					平成6年規制	6D24[ターボ付] (300馬力、330馬力)	軽油(硫黄分50ppm以下)	—		H20.4.21認定	2,4
日野		平成6年規制		K13C[ターボ付] (360馬力[コモンレール式以外]、395馬力)	軽油(硫黄分50ppm以下)	—	H20.11.20認定	—			
いすゞ		平成6年規制		6WA1 (330馬力、360馬力、390馬力)	軽油(硫黄分50ppm以下)	—	—	—			

国土交通省認定NOx・PM低減装置一覧

平成21年11月30日現在

低減装置製作者名	優良低減装置 評価番号	装置の名称	装置型式	取り付けることができる自動車の型式又原動機の種類			使用条件		問合せ先	備考	首都圏 条例対応 カテゴリー
				車名	規制年	適合原動機型式	使用燃料	走行条件			
(株)ケミカルオート	MLIT-NPR-24	スモークバスター	KAM-16N	日産D	平成6年規制	FE6(235馬力、260馬力)	軽油(硫黄分 50ppm以下)	—	TEL:0120-513-825	H20.11.20認定	2,4
				三菱	平成6年規制	6D16(220馬力)	軽油(硫黄分 50ppm以下)	—		H20.11.20認定	2,4
				三菱	平成6年規制	6D16(255馬力)	軽油(硫黄分 50ppm以下)	—		H20.12.8認定	2,4
				いすゞ	平成6年規制	6HE1(230馬力、260馬力)	軽油(硫黄分 50ppm以下)	—		H20.11.20認定	2,4
				日野	平成6年規制	J08C(235馬力、260馬力)	軽油(硫黄分 50ppm以下)	—		H20.11.20認定	2,4
(株)ESR	MLIT-NPR-21	A'PEX NPR	A'PEX NPR-3-01	日野	平成6年規制	J07C(170馬力)	低硫黄軽油	—	TEL:046-284-3671 (代表)	H20.2.20認定	—
				日野	平成6年規制	J08C(200馬力、215馬力)	低硫黄軽油	—		H20.2.20認定	—
	いすゞ		平成6年規制	6HH1(175馬力、210馬力)	低硫黄軽油	—	H20.2.20認定	—			
	いすゞ		平成6年規制	6HH1(175馬力、210馬力)	低硫黄軽油	—	H20.2.20認定	—			
	MLIT-NPR-22		A'PEX NPR-3-02	いすゞ	平成6年規制	6HH1(175馬力、210馬力)	低硫黄軽油	—	H20.2.20認定	—	

*備考

- ・平成元年規制適合車両とは、自動車検査証の型式欄に『U-』の識別記号を持つ車両
- ・平成2年規制適合車両とは、自動車検査証の型式欄に『W-』の識別記号を持つ車両
- ・平成6年規制適合車両とは、自動車検査証の型式欄に『K C-』の識別記号を持つ車両
- ・平成9年規制適合車両とは、自動車検査証の型式欄に『K E-, K F-, K G-』の識別記号を持つ車両
- ・平成10年規制適合車両とは、自動車検査証の型式欄に『K J-, K K-』の識別記号を持つ車両
- ・平成11年規制適合車両とは、自動車検査証の型式欄に『K L-』の識別記号を持つ車両
- ・使用燃料欄中の『軽油』とは硫黄分500ppm以下の軽油を示し、『低硫黄軽油』とは硫黄分50ppm以下の軽油を示す。
- ・評価番号「MLIT-NPR-2 ((株)デプロ製・平成16年11月評価)」については、平成18年6月1日廃止済。

*注意

上記装置を装着した場合、自動車NOx・PM法の車種規制に適合します。なお、装置の詳細につきましては、上記の各メーカーにお問合せください。

平成22年度 環境マネジメントシステム認証 取得促進助成事業について

兵ト協では、会員各位の環境に配慮した経営の促進を目的に、外部機関の定めた規格に基づいた環境マネジメントシステムを採用し、その審査・認証を受ける際に要した費用について、下記のとおり助成いたします。

記

1 助成対象

環境マネジメントシステム認証とは次に掲げるものであって、会員が当該助成金の交付を申請する日の属する会計年度の3月末日までに、新規に登録又は更新をした兵庫県内の事業所を対象とする。

- (1) 交通エコロジー・モビリティ財団によるグリーン経営認証制度に基づく認証
- (2) 国際標準化機構が制定した国際標準規格ISO14001認証制度に基づく認証
- (3) 環境省が策定したエコアクション21認証制度に基づく認証
- (4) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして兵ト協が認定する認証等

2 助成金額

助成金の交付額は、1事業所につき50,000円とする。
ただし、会員につき、1事業年度に1回の交付を限度とする。

3 助成金予算

500万円 (@50,000×100事業所)

4 申請受付期間

平成22年4月1日～23年3月22日

5 申請方法

様式1「環境マネジメントシステム認証取得促進助成事業実績報告書」に次の書類を添付し兵ト協に提出。

- ・ 環境マネジメントシステム認証登録証 (写)
- ・ 新規登録又は更新に要した費用の明細 (写) 及びその支払いを証する書類 (写)

6 お問い合わせ・相談窓口

(社) 兵庫県トラック協会 環境事業部

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2-4-27 TEL.078-882-5556 FAX.078-882-5565

以上



問い合わせ先

陸運労災防止協会 兵庫県支部
(兵庫県トラック協会内)
電話 078-882-5556

兵庫労働局からのお知らせ

兵労発基第359号
平成22年3月16日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
兵庫県支部長 殿

兵庫労働局長

クレーン等作業に伴う労働災害防止の徹底について

兵庫県内の死亡労働災害は、平成20年の49件から平成21年には45件(平成22年3月4日現在の速報値)と減少しておりますが、建設業においては12件から22件と大幅に増加しております。

過去数年を見ますと、クレーン、移動式クレーン及び玉掛け用具を起因とする死傷災害は150件前後で推移し、昨年は104件に減少しましたが、今年に入りクレーン等作業によりすでに3名の方が死亡し、2月27日は移動式クレーンが転倒するという事故(被災者なし)も発生しているところです。

現在、それぞれ災害原因を調査中ですが、複数の荷をつり上げるのに結束されていないことや、1個所に玉掛けした状態で荷をつり上げる等の場合の立入禁止措置の不徹底など、不安全な方法による作業により発生したものと考えられます。

これら災害を防止するためには、

1. 玉掛け用具は、つり荷に対し適切な用具であることを作業前に確認すること。
2. 玉掛けの方法が、つり荷の質量、形状に適切な方法であることを確認すること。特に複数の荷をつり上げる際には、事前に結束するとともに、つり荷下は立入禁止の措置をすること。
3. 地切りした後につり荷のゆれ等がないこと及び水平移動させる前に、障害物(機械、足場、積み荷等)を十分クリアできることを確認すること。
4. 移動式クレーンを使用する場合は、アウトリガー(クローラ)の張出し状況、地盤の状況、架空電線等の有無、必要な作業半径等を事前に確認し、作業中は過負荷防止装置等を必ず「入」の状態を確保することがポイントであると考えます。

会員各位におかれましては、以上の状況をご理解いただき、労働災害防止の徹底を図るため、上記4項目及び最近の災害発生の状況を従業員に対し周知いただきたくお願い申し上げます。

なお玉掛け作業の安全については、平成12年2月24日付け基発第96号「玉掛け作業の安全に係るガイドラインの策定について」(以下、「ガイドライン」という。)に安全のポイントが記述されています。兵庫労働局ホームページ(www.hyogo-roudoukyoku.go.jp)の安全関係の中に「ガイドライン」(パンフレット)がありますので参照してください。

労働災害発生状況(平成22年1月以降の発生)

事例 1

木造家屋等低層住宅建築工事現場において、移動式クレーン(つり上げ荷重16t)を使用し、床材用合板30枚(600kg)をナイロンスリング2本で玉掛け(見通し1本つり)し、つり上げ、2階に降ろそうとしたところ、先行足場の建地に引っかかり、スリングが緩み合板が次々と落下し、下で作業中の労働者に激突し死亡した。

事例 2

木造家屋等低層住宅建築工事現場において、移動式クレーン(つり上げ荷重4.9t)を使用し合板22枚(275kg)を繊維スリングを用いてつり上げて荷を移動中に合板が落下し、その一部がつり荷の誘導をしていた労働者に当たり死亡した。

事例 3

金属加工の工場で、ホイスト式天井クレーン(つり上げ荷重2.8t)でH鋼(長さ7m、重量300kg)の片側がつり上げられた状態の傍で倒れている被災者が発見された。(死因は、胸部圧迫による窒息)

現認した者はいないが、H鋼を1本づり、若しくは片側だけをつり上げたためH鋼が滑って被災者に落下したと推定される。

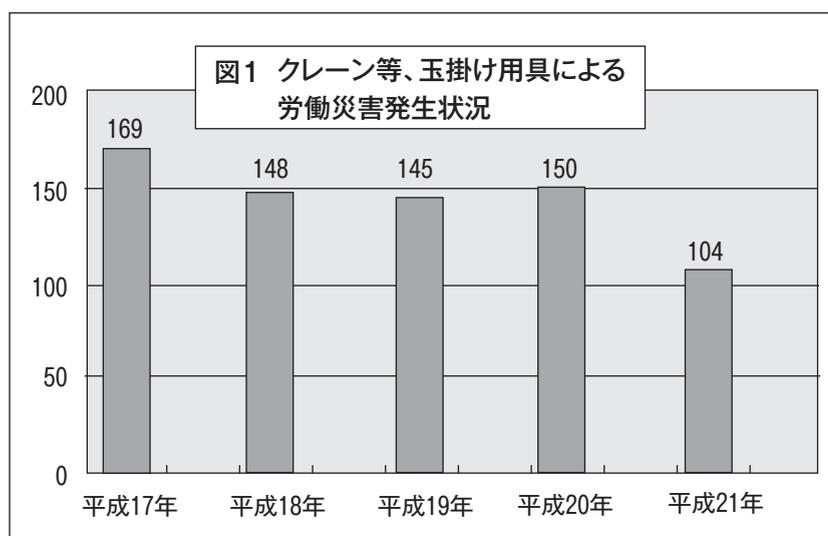
事例 4

クローラクレーン(タワー仕様)で鉄筋をつり上げるため、無負荷でジブを起こしていたところ起伏ジブ限界の角度でレバーを中立に戻したが、起伏ウインチが停止せず巻きつづけ、その結果、ジブが後方に倒れ、タワーも後方に倒れクローラクレーン本体も横転した。(被災者なし。)

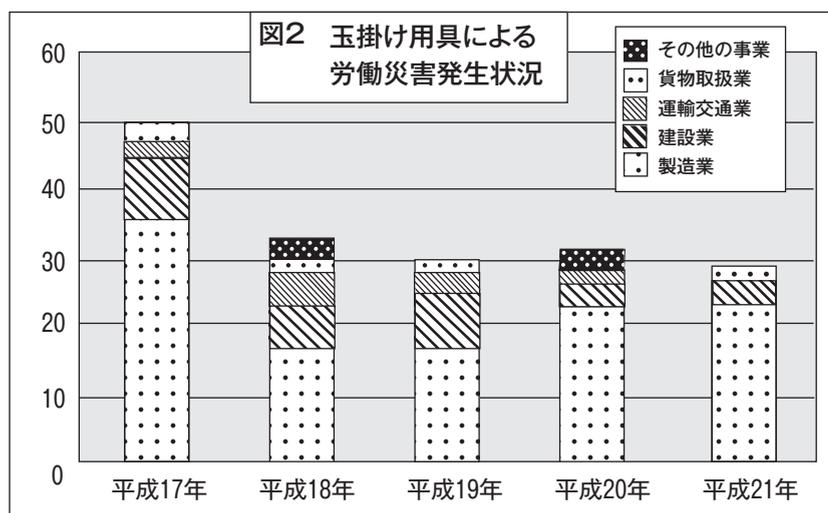
(注)上記4件の労働災害発生概要は、現在調査中であり確定した内容ではありません。

クレーン等作業に伴う労働災害発生状況

兵庫労働局安全課



平成17年から平成21年までのクレーン等（クレーン、移動式クレーン、デリック等）、玉掛け用具が起因物となって発生した労働災害は図1のとおり150件前後発生している、平成21年は104件に減少したが、平成22年1月から2月にかけて玉掛け作業に関連する死亡災害が3件連続して発生している。



玉掛け用具による労働災害の業種別に見ますと、図2のとおり製造業で67%を占めている。次に建設業で17%となっている。

表1 玉掛け用具による事故の型別

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	合計	比率(%)
墜落・転落	1	3				4	2.3
転倒	2	1	1		1	5	2.9
激突				1	1	2	1.2
飛来・落下	32	16	18	17	19	102	59.3
崩壊・倒壊	3			1	1	5	2.9
激突され	4	3	3	6	4	20	11.6
はさまれ	7	8	8	6	2	31	18.0
切れ・こすれ	1					1	0.6
動作の反動		2				2	1.2
合計	50	33	30	31	28	172	100

玉掛け用具による事故の型別では、59%が飛来・落下であり、玉掛け用具からつり荷が落下して被災する災害の多さが目に付く。次に、はさまれ災害で18%を占める。玉掛け用具を放さないうちにつり上げ、手をはさむ災害も少なくない。

職場意識改善助成金制度のご案内(概要)

照会先 兵庫労働局 労働基準部監督課
電話 078-367-9151

中小企業において労働時間等の改善を通じて職場意識の改善を促進するための助成金です。
職場意識改善に係る2ヵ年の計画を作成し、計画に基づく措置を効果的に実施した中小企業主に支給されます。このご案内は平成21年度のもので、変更される場合もあります。

助成金の支給要件

受給対象となる事業主は、次のいずれにも該当する事業主です。

1. 労働者災害補償保険法の適用事業主であること
2. 中小企業主であること
3. 都道府県労働局長に次の(1)の計画を届け出、(1)(2)の認定を受けること
(1) 労働時間等の設定の改善に向けた職場意識改善に係る計画(以下、職場意識改善計画という。)を策定すること。
(2) 2年間にわたり、労働時間等の設定の改善に向けた職場における意識の改善に積極的に取り組む意欲があり、かつ成果が期待できること
4. 職場意識改善計画に基づき、労働時間等設定改善委員会の設置等労働時間を改善するために必要な体制の整備など、職場意識改善に係る措置を行い、効果的に実施すること
5. 3及び4に基づく措置の実施状況を明らかにする書類を整備していること

職場意識改善計画

職場意識改善助成金を受けようとする中小企業主は、職場意識改善計画を策定し、事業場を管轄する都道府県労働局長に提出、認定を受ける必要があります。

職場意識改善計画の実施期間は、都道府県労働局長の認定日が属する年度を含めて、2年間です。

職場意識改善助成金の支給額

第1回(1ヵ年度目)

職場意識改善計画に基づき、1年間取組を効果的に実施した場合

- ・ 50万円(労働時間設定改善指標160点満点中50点以上等の支給基準あり)

第2回(2ヵ年度目)

職場改善計画に基づき、1ヵ年度よりさらに取組を効果的に実施した場合

- ・ 50万円(同70点以上等の支給基準あり)

2ヵ年度にわたり効果的な取組を実施し顕著な効果を上げた場合

- ・ 年次有給休暇の平均取得率が60%以上
- ・ 事業実施前と比較して所定外労働時間数の平均20%以上削減、職場意識改善計画に基づいた措置を行うとともに、効果的に実施
- ・ さらに50万円(同100点以上の支給基準あり)

手続き

1. 職場意識改善計画の認定申請(4月1日~7月31日)
 - 職場意識改善計画申請書の提出。 職場意識改善計画等を添付して都道府県労働局長へ提出
 - 申請書類の審査
 - 承認されると、認定通知書により通知
2. 助成金の支給申請
 - ⇒ 職場意識改善助成金支給申請書の提出 ※1ヵ年度、2ヵ年度共、各年度の2月1日から2月末日までに申請
 - 以下の書類等を都道府県労働局長に提出
 - ・ 職場意識改善助成金事業実施状況報告書(1ヵ年度)
 - ・ 職場意識改善助成金事業実施結果報告書(2ヵ年度)
 - ・ その他事業実施を確認できる書類等
 - ⇒ 申請書類の審査
 - ⇒ 適当と認められると、職場意識改善助成金支給決定通知書により支給決定通知が行われ、指定口座に助成金が振り込まれる。

第46回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会

「安全衛生標語」募集のご案内

平成22年3月
陸上貨物運送事業労働災害防止協会

当協会では、第46回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会を平成22年11月4日（木）に栃木県宇都宮市で開催いたします。

この大会の開催を機に、当協会では、本年度も、陸運業で働く人々の安全と健康を守り、労働災害の防止に取り組んでいくことを呼びかける「安全衛生標語」を募集いたします。

入賞作品は、当協会の安全ポスターのスローガンに用いるなどにより、広く企業・事業場で活用していただくこととしております。

募集の目的

企業・事業場における安全衛生意識の高揚を図り、自主的な安全衛生活動の推進に寄与すること。

主 催

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

標語のテーマ

次の3部門について、陸運業で働く人々の安全と健康を守り、労働災害の防止に取り組んでいくことを、具体的かつ簡明な表現で、呼びかけるもの。

- (1) 「荷役」部門……………荷役作業における労働災害の防止を呼びかけるもの
〔テーマ例〕
 - ① 危険予知活動、リスクアセスメント等の実施に関するもの
 - ② 法令の遵守や自主的な安全衛生活動の推進に関するもの
 - ③ 荷主等との連携に基づく災害防止に関するもの
 - ④ 荷役作業時の墜落・転落の防止に関するもの
 - ⑤ フォークリフト等荷役運搬機械による災害防止に関するもの
- (2) 「交通」部門……………交通労働災害の防止を呼びかけるもの
〔テーマ例〕
 - ① 過労運転防止のための適切な休憩・休息の付与等に関するもの
 - ② 交通KYT（交通危険予知トレーニング）の実施に関するもの
 - ③ ゆとり運転や安全運転の実施に関するもの
- (3) 「健康・快適職場」部門…心身の健康の確保・増進と快適な職場環境の形成を呼びかけるもの
〔テーマ例〕
 - ① 健康診断の実施と事後措置の徹底に関するもの
 - ② 健康管理の徹底に関するもの
 - ③ 作業環境等の現状把握、目標設定や職場改善の実施に関するもの

応募の資格

次のいずれかに該当する方（家庭の方を含みます。）

- (1) 当協会の会員事業場の役員・従業員である方
- (2) 当協会の労働災害防止活動にご理解・ご支援をいただいている企業、団体、事業場等の役員・従業員である方
- (3) 当協会支部の役職員の方

応募の方法

- (1) 作品は、自作で、未発表のものに限ります。
どの部門についても応募いただけますが、一部の作品数は、お一人につき、3点以内とさせていただきます。
- (2) 応募用紙は、当協会のホームページからダウンロードできます。『第46回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会「安全衛生標語」募集のご案内』のページをお開きください。
この応募用紙は、「個人用」と「事業場一括応募用」の2種類があります。事業場で何人かの方々の作品をとりまとめて応募される場合には、「事業場一括応募用」の用紙をお使いください。
- (3) ホームページからダウンロードした応募用紙によらない場合は、応募作品のほか、必ず次の事項を記載した内容のものでご応募ください。
 - ① 応募者の氏名とふりがな
 - ② 応募者の勤務先
勤務先名（例えば、〇〇会社〇〇支店〇〇…〇〇課）
勤務先の住所・郵便番号と電話番号
 - ③ 応募する部門の別（「荷役」、「交通」、「健康・快適職場」）
事業場で何人かの方々の作品をとりまとめて応募される場合には、どの作品がどの方のものであるかも明らかにしていただき、また、応募のとりまとめをされた方の氏名と連絡先も記載してください。

- (4) 記入を終えた上記(2)又は(3)の応募用紙等は、Eメール、ファックス、郵送(葉書、封書)等の方法により、当協会あてお送りください。
- (5) 上記(2)又は(3)の応募用紙等に記載された個人情報、当協会が責任をもって管理し、入選作品の選考時における確認と入選の通知、賞品の発送及び入選者の公表のためのみに利用し、その他の目的での使用や第三者への提供はいたしません。

募集の締切

平成22年7月31日(土)〔「夏期労働災害防止強調運動」の最終日〕
 郵送による場合は、7月31日当日までの消印のあるものを有効とします。

入選作品

- (1) 入選作品数は、次のとおりとし、また、入選者には、表彰状のほか次の賞品をお贈りします。

	入 選 作 品 数	賞 品
入 賞	3 作品 (各部門ごとに、1 作品)	3 万円分の図書カード
佳 作	6 作品 (各部門ごとに、2 作品)	1 万円分の図書カード

- (2) 平成22年9月上旬に、当協会において入選作品を決定して、ご本人に通知いたします。
 なお、作品の文言について、より具体的かつ簡明な表現となるように、若干の変更をお願いする場合があります。
 平成22年11月4日(木)開催の第46回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会の式典で、入選作品を発表するとともに、入賞者3名の方に対する表彰を行います。なお、自宅(又は職場)から大会会場までの往復の交通費は、各自でご負担いただきますようお願いいたします。
- (3) 入選作品は、平成22年11月に、当協会のホームページや広報誌「陸運と安全衛生」で公表します(いずれも、作者の氏名、勤務先の会社、団体等の名称、所属する都道府県支部名を含みます。)
- (4) 入選作品の著作権は、当協会に属するものとします。
 また、入選作品は、当協会が作成する安全ポスター等でスローガンとして用います。

応募先・お問合せ先

〒108-0014 東京都港区芝5-35-1
 陸上貨物運送事業労働災害防止協会 業務部 事業・広報課
 TEL: 03-3455-3857
 FAX: 03-3453-7561
 E-mail: 46hyougo@rikusai.or.jp

ホームページ

<http://www.rikusai.or.jp/>

第46回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会

平成22年11月4日(木) 13:10~17:00 栃木県総合文化センター(栃木県宇都宮市本町1-8)



講習会のお知らせ

◎ フォークリフト運転技能講習会（31時間講習）

※ 最大荷重1トン以上のフォークリフトの運転（道交法による道路上を走行させる運転を除く）の業務には、都道府県労働局長の登録教習機関で技能講習を修了した方であれば就業できません。

1. 講習日時・会場

学 科	講 習 日	平成22年 6 月3日(木) 9 時～ 8 時45分受付
	会 場	(社)兵庫県トラック協会 神戸市灘区大石東町 2 丁目 4 - 27 ※受講者の為の駐車場はありません。 (公共交通機関を利用して下さい)
実 技	講 習 日	平成22年 6 月 6 日(日) 8 時～ 7 時45分受付 6 月12日(土) 8 時～ 6 月13日(日) 8 時～
	会 場	神戸港湾教育訓練協会 神戸市中央区港島 8 - 11 - 3 ※駐車場：有

2. 受講料

	受 講 料	テキスト代	合 計	受 講 資 格
兵ト協 会 員	33,600円 〔内消費税5% 1,600円〕	陸災防兵庫 県支部負担	33,600円 〔内消費税5% 1,600円〕	普通自動車運転免許を 有し、満18歳以上の方。
非会員	33,600円 〔内消費税5% 1,600円〕	1,400円 〔内消費税5% 66円〕	35,000円 〔内消費税5% 1,666円〕	

3. 申込要領

(1) 陸運労災害防止協会兵庫県支部へ定員枠の空き状況を電話で確認し、必ず予約受付を行ってから次の①～④を現金書留で下記申込先に郵送して下さい。

① 受講申込書（A 4 サイズにコピーして使用して下さい）

② 証明写真 2 枚（サイズ縦3.5cm、横2.5cm）

※ 合格された場合の修了証に使用しますので、サイズは正確に切って下さい。

2枚のうち1枚は、①の受講申込書に貼り付けて下さい。

③ 本籍地を証明できる書類

※ 住民票の写し等（運転免許証に本籍地が記載されている場合は、免許証のコピーでも可）

④ 受講料
(申込先)

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 兵庫県トラック協会内
陸運労災防止協会兵庫県支部
電話 (078) 882-5556

※ 持参される場合の受付時間は、10時～16時（12時～13時は除く）。

- (2) 納入された受講料は、受講票を発行した以後は、一切返金できません。
受講票は、講習会初日の約5日前程度に所属事業場宛てに郵送いたします。
- (3) 予約受付及び申込書受付期間
平成22年5月10日(月)～平成22年5月26日(水) 必着
ただし、期間にかかわらず定員(50名)に達ししだい締め切ります。
(定員に空きがあれば、前日まで受付可)

4. 修了証

法定の講習時間を受講し、学科実技共、修了試験に合格した方には修了証を交付いたします。

4日のうち1日でも欠席の場合は不合格となります。

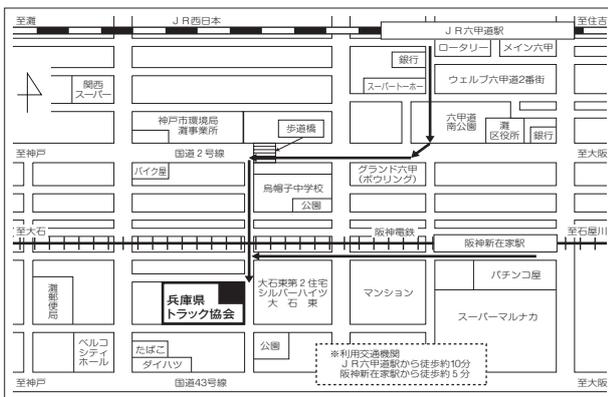
5. 持参品

学科講習日：受講票・筆記具（えんぴつ・消しゴム）

実技講習日：受講票・ヘルメット・安全靴・作業服（長そで：運転の際は長そでで行います）・カッパ（雨天の場合でも実施致します）

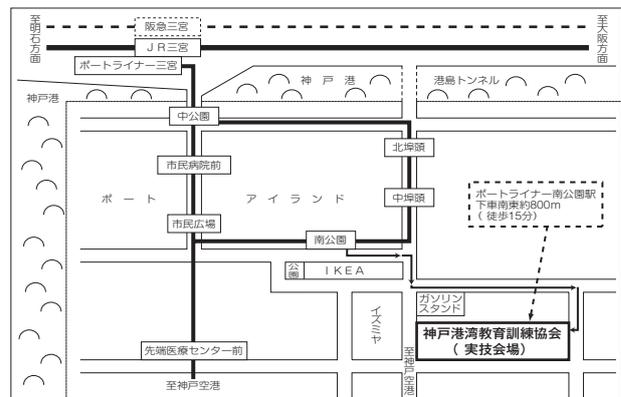
学 科 会 場
(社)兵庫県トラック協会

神戸市灘区大石東町2丁目4番27号
TEL (078) 882-5556



実 技 会 場
神戸港湾教育訓練協会

神戸市中央区港島8-11-3



フォークリフト運転技能講習会

受講申込書

修了証台帳

証明写真を
貼付して下
さい。
縦3.5cm
横2.5cm

ふりがな		性別		※
氏名		男 ・ 女	修了証 番号	
生年月日	昭和 年 月 日生	交付年月日		※
現住所 (修了証に載ります)	〒 電 話 (携帯電話)		本籍	都道府県
勤務先	所在地	〒 電 話	F A X	
	名称			
所持する自動車 運転免許証	1. 大型特殊(カタピラ限定なし) 2. 大 型 3. 中 型 4. 普 通 5. 大型特殊(カタピラ限定付) (注)所持する免許に○を付けて下さい	免許証番号		
		取得年月日	年 月 日	
		発行者	公安委員会	
ここに自動車運転免許証のコピーを貼付して下さい。		平成 年 月 日		
		受講者氏名 ㊞		
書替・再交付年月日	※ 年 月 日			

(注) ※以外は申込者において全部記載すること。

ご記入いただいた個人情報は、当講習会の実施及び修了証交付の為にのみ使用します。

平成22年度 技能講習会実施予定表

実施日及び場所は予告無く変更となりますので、申込の前に必ず当該講習の受講案内を確認してください。

講習名	講習日		受講定員
	日程		
第1回 フォークリフト運転技能講習会 (11h・31h)	4日間 (31時間) ※2日間 (11時間)	平成22年6月 ※詳しくは39P、40Pを ご参照下さい。	50名
第2回 フォークリフト運転技能講習会 (11h・31h)	4日間 (31時間) ※2日間 (11時間)	平成22年9月	50名
第3回 フォークリフト運転技能講習会 (11h・31h)	4日間 (31時間) ※2日間 (11時間)	平成22年11月	50名
第4回 フォークリフト運転技能講習会 (11h・31h)	4日間 (31時間) ※2日間 (11時間)	平成23年3月	50名
第2回 はい作業主任者技能講習会	2日間	6月	100名
第3回 はい作業主任者技能講習会	2日間	8月	100名
第4回 はい作業主任者技能講習会	2日間	10月	100名
第5回 はい作業主任者技能講習会	2日間	12月	100名
第6回 はい作業主任者技能講習会	2日間	平成23年2月	100名
<p>場所は主に神戸市（兵庫県トラック協会研修センター）を予定 ※フォークリフト運転技能講習の2日間（11時間）講習については、現在業務規定を改正中ですので 詳細は、決定次第お知らせ致します。</p>			

燃 料 価 格 情 報

軽油「元売別」購入価格表（平成22年2月末現在）

（単位：円／ℓ）

区分 元売名	ローリー	組 合	カ ー ド	ス タ ン ド	
	平 均	平 均	平 均	平 均	
新 日 本	87.16	89.30	99.08	90.50	兵ト協 調 べ
出 光	86.44	92.30	94.42	95.00	
J エ ナ ジ ー				90.00	
コ ス モ	86.40	87.63	99.00	99.00	
昭和シェル	87.15			89.00	
モ ー ビ ル	86.50		93.00		
エ ッ ソ	87.17		97.73	99.00	
ゼ ネ ラ ル	85.80				
そ の 他	88.78	89.57	95.25	93.30	
総 計	87.10	89.50	96.77	93.18	
22 ／ 1	全国平均	87.55	調 査 な し	93.06	全ト協 調 べ
	近畿平均	86.97		93.60	

軽油価格年間推移表（兵ト協調べ）

（消費税抜き）
（単位：円／ℓ）

区分 集計月	ローリー	組 合	カ ー ド	ス タ ン ド
	平 均	平 均	平 均	平 均
平成21年 3 月	73.00	75.91	85.54	81.64
平成21年 4 月	71.15	73.88	83.05	81.06
平成21年 5 月	73.73	75.90	84.25	81.93
平成21年 6 月	74.72	77.00	86.09	81.87
平成21年 7 月	76.19	78.70	86.56	84.30
平成21年 8 月	80.42	81.64	87.57	88.38
平成21年 9 月	82.87	84.27	89.40	86.86
平成21年10月	84.57	86.77	92.63	92.48
平成21年11月	82.43	86.87	91.32	90.37
平成21年12月	85.73	88.15	92.48	91.15
平成22年 1 月	85.25	89.59	94.06	95.85
平成22年 2 月	87.62	90.23	96.75	94.55
平成22年 3 月	87.10	89.50	96.77	93.18
年 間 平 均	80.37	82.95	89.73	87.97

※前月分の価格データを集計しています。

（消費税抜き）

“軽油は兵庫県下で買いましょう”
（県からの補助金に大きく影響します）

会 員 だ よ り

入 会 届

入会年月日	支部名	種別	会 社 名	代 表 者 名	主 たる 連 絡 先
22.2.19	西 播	一般	本 田 冷 蔵 (株)	本 田 明 良	〒672-8064 姫路市飾磨区細江字浜万才1297 ☎ 079-234-6800 FAX 079-234-6804
3.2	東神戸	一般	(株)六甲トランステック	宮 崎 司	〒658-0031 神戸市東灘区向洋町東3丁目8 ☎ 078-858-1151 FAX 078-858-1153
3.5	西 播	一般 利用	フジテック物流(株)	井 田 正 勝	〒679-4016 たつの市揖西町南山3-8 ☎ 0971-66-3558 FAX 0971-66-3568

退 会 届

退会年月日	支部名	種別	会 社 名	代 表 者 名	備 考
22.2.22	神戸中央	一般	ユ ー ラ イン (株)	祐 村 昌 紀	兵庫県廃止
2.22	東 播	一般 利用	喜 枕 運 送 (株)	本 安 国 嶺	事業廃止
2.24	兵 庫	一般 利用	(株)朝日運輸	本 山 安 春	事業廃止
2.26	北 播	一般	(株)藤美通商	藤 中 久 司	事業廃止
3.1	北 播	利用	(株)クローバーネット	藤 部 誠 仁	都合により
3.6	但 馬	一般	吉田板金レッカー	吉 田 友 憲	都合により
3.9	東 部	一般	(有)永 和	永 野 禎 久	都合により
3.19	明 石	一般 利用	(有)福利運送	福 富 慎 治	都合により

変 更 届

届出年月日	会員名簿 ページ数	変更事項	(旧)	(新)
22.2.24	P.81	住 所	(有)タカロジテム 神戸市中央区港島9丁目2-10	〒657-0082 神戸市中央区小野浜町3-55
2.26	P.119	住 所	(有)加藤運輸 明石市大蔵谷字清水527-2	〒651-2117 神戸市西区北別府一丁目16-3
2.26	P.61	代 表 者	サン流通(株) 山 田 哲 也	春日井 リサ
3.2	P.10	住 所	(株)スミリク 東京都江東区有明3丁目17	〒135-0063 東京都江東区有明3丁目15-12

変更届

届出年月日	会員名簿 ページ数	変更事項	(旧)	(新)
3.4	P.205	代表者	(有) 米澤善一商店 米澤 薫	米澤善臣
3.4	P.84	代表者	(株) 三つ葉屋 吉田 奈帆	吉田 香世子
3.5	P.79	代表者	(株) 神戸新聞輸送センター 川嶋 正明	藤井 良一
3.8	P.151	名称	(有) 絃字運輸	(株) 絃字運輸
3.11	P.167	住所・代表者	(株) エム・ティ・エス 揖保郡太子町東保64-4 吉田 忍	〒679-4323 たつの市新宮町北村358 吉田 幸人
3.15	P.104	代表者	(株) 神戸興業運送 柚 保 孝	柚 英 治
3.16	P.43	代表者	(株) 足立興業 足立 隆彦	足立 朝久
3.17	P.192	代表者	(株) ワン・ツー・スリー 中澤 耕二	内海 淳

かなしみ

年月日	支部名	氏 名	会 社 名
22.2.6	東 部	岸 良 和 様	岸 運 輸 (株)
2.11	但 馬	乙 野 美 代 様	(株) 乙 野 運 送
2.24	西神戸	中 山 榮 子 様	神 戸 高 速 運 輸 (株)



ご協力ありがとうございました

交通遺児の募金を寄せられた会員

(平成22年3月4日現在)

H22・3・4

(株) 三 陸

5,321円

交通遺児募金の郵便振替口座

○□ 座 番 号

01170-6-54803

○□ 座 名

社団法人 兵庫県トラック協会募金係

よろこび

ご受賞おめでとうございます。

22. 2.23	兵庫県高速道路交通安全協議会 交通安全活動優良事業所表彰	吉井 篤氏 (吉井運送 (有))
		戎 義弘氏 (エビス運送 (株))



※兵庫県高速道路交通安全協議会 交通安全活動優良事業所は、運転・運行管理の責任者等を置き、高速道路等における交通事故防止や交通安全教育に積極的に取り組むとともに、四季の安全運動及び高速道路交通安全協議会の活動に協力し、その功績が顕著であったもの。



OFF
きれいな空気を大切に…
アイドリングストップ宣言
(社)兵庫県トラック協会

協会日誌

月日	行 事 名	場 所	月日	行 事 名	場 所
3・1	21年度予算変更ヒアリング 天然ガス自動車フォーラム 兵庫県警察本部 感謝状贈呈式	県 経団連会館 兵庫県警察本部 12階本部長室	4・6	— 4月の予定 — 春の全国交通安全運動 兵ト協 総務委員会	全 国 兵ト協
2	運行管理者試験事前研修会	兵 庫 県 農 業 会 館	7	自動車関係団体連絡会議	自動車会館
3	兵ト協 正・副会長会議 兵ト協 理事会	兵ト協 兵ト協	8	全ト協 正・副会長会議	全ト協
4	フォークリフト運転技能講習会(学科) 兵庫労働安全衛生マネジメントシステム推進連絡協議会 兵庫リスクアセスメント推進大会 運輸政策コロキウム	兵ト協 兵庫労働基準 連 合 会 兵庫労働基準 連 合 会 ホテルブリス 大阪	9	全ト協 安全性評価事業説明会 百貨店部会「正・副部会長会議」 百貨店部会「全体会議」	京 都 市 (新都ホテル) 兵ト協 兵ト協
5	第11回 経営改善委員会 全国適正化事業部(課)長業務連絡会議 自動車関係団体連絡会議	全ト協 京 都 市 (新都ホテル) 自動車会館	10	交通事故死ゼロを目指す日	
6	フォークリフト運転技能講習会(実技)	(社)神戸港湾教 育訓練センター	13	平成22年度第1回近畿地区道路利用者会議(定例会議)	福 井 県 国 際 交 流 会 館
7	第2回運行管理者試験	神 戸 国 際 展 示 場	16	兵ト協 幹事会 三木会 兵青協HOT21総会	大ト協 兵ト協 山 田 屋 神 戸 市 中 央 区
8	近畿黒煙ゼロ推進連絡協議会 近畿ブロック事務局連絡会議 (財)暴力団追放兵庫県民センター理事会	大 阪 新 阪 急 ホ テ ル ホテルグランヴィア 和 歌 山	20	監事監査	兵ト協
9	三木会	パレス神戸	21	兵庫県環境審議会大気環境部会 交付金運営委員会	兵ト協 兵ト協
10	兵庫交通労働災害防止関係団体連絡協議会 ダンプ部会情報交換会 神戸市交通安全対策推進協議会 引越・宅配輸送情報交換会	兵ト協 兵庫労働局 兵ト協 神戸市役所1号館14階 A1特別会議室	22	適正化事業集合指導 全国専務理事業務連絡会議	兵ト協 全ト協
11	環境問題対策委員会 大気連研修会「シンポジウム2010in神戸」	ポ ー ト ビ ア ル ラッセホール	23	全国道路利用者会議 理事会 第1回神戸市危険物安全協会理事会	東海クラブ ホ テ ル 北 野 プ ラ ザ 六 甲 荘
12	西日本ブロック座談会	「琵琶湖ホテル」 滋賀県大津市	27	兵ト協 正・副会長会議 兵ト協 常任理事会・総務委員会合同会議	兵ト協 兵ト協
13	フォークリフト運転技能講習会(実技) 西日本ブロック・近畿ブロック合同研修会	(社)神戸港湾教 育訓練センター 「琵琶湖ホテル」 滋賀県大津市	5・12	— 5月の予定 — ダンプ部会情報交換会 理事会	兵ト協 兵ト協
14	フォークリフト運転技能講習会(実技)	(社)神戸港湾教 育訓練センター	13	安全性評価事業説明会	西部研修センター
16	西宮市CNG車普及促進モデル地域協議会 他 ナスバネットによる適性診断活用講座	西宮市役所 事 故 対 兵 庫 支	18	安全性評価事業説明会	兵ト協
17	適正化事業集合指導 兵ト協 天狼会 例会	明石支部	19	安全性評価事業説明会	和田山ジュビ ターホール
18	全ト協 第82回通常総会	兵ト協	21	陸災防本部 理事会・通常総代会 東播支部総会	ホテルパシフィ ック 東 京
19	「過積載運転の根絶」合同キャンペーン	第 一 ホ テ ル 京 東 六 甲	22	西神戸支部 総会	加古川市民会館
23	全国適正化実施機関本部長会議	ア イ ラ ン ド 第 一 ホ テ ル 京 東 セ ン タ ー ビ ル	27	兵ト協 決算総会 全ト協 交付金運営中央委員会 全ト協 振興センター理事会 全ト協 総務委員会	ホ テ ル オ ー ク ラ 神 戸 ホ テ ル 日 航 姫
24	海コン部会兵庫・大阪合同役員会 NASVA安全マネジメント内部監査講習会 協会・協同組合同事務局役員研修	セ ン タ ー ビ ル 室 議 事 室 自 動 車 事 故 対 策 機 構			全ト協 全ト協 全ト協
25	ひょうごエコタウン推進会議 予算総会	「プラザエフ」 東 京 都 ラッセホール			全ト協
26	(財)兵庫県交通安全協会 正・副会長会議 (財)兵庫県交通安全協会 通常総会・評議員会 全ト協輸送秩序に係る特別小委員会 全ト協輸送秩序に係る特別小委員会・近畿ブロック会議	兵ト協 楠公会館 楠公会館 ANAクラウン プラザホテル ANAクラウン プラザホテル			兵ト協 兵ト協
27	会館清掃	兵ト協			

「安全性優良事業所の認定制度」は、 産業界も注目しています。

(社)日本経済団体連合会「安全運送に関する荷主としての行動指針」

(平成15年10月21日策定) より抜粋

1. 法令を遵守し、運送事業者に対して、過積載や高さ制限違反等の法令違反となるような要求はしない。

2. 運送事業者の選定にあたっては、ISO9001基準や**安全性優良事業所認定制度**などの客観的な基準を積極的に活用する。

3. 法令違反を繰り返す運送事業者に対しては、取引の停止などを含め、毅然とした態度で臨む。

4. 運送事業者との協力のもと、安全運送に関する定期的な協議・会合の実施、安全パンフレットの配布など安全運送の確保と啓蒙活動に努める。



マークのトラックは

高品質な輸送を
ご提供します。